

西安事件と中国共産党

——政策決定過程に於けるいくつかの問題——

安 藤 正 士

はじめに

西安事件は国民党と共産党の内戦に終止符をうち、両者が協力して、中国が日本に対抗する転機となった事件として、中国現代史のなかでも画期的な意義が強調される。それにおとらず、この事件がわれわれに印象づけるのは、その登場人物と政治ドラマの強烈さである。そのドラマはあまりにも複雑であり、見る人によって各種多様に論じられるカメレオンのような性格の事件である。種々の政治勢力がこの事件にたいする自己の役割を語ることははあるが、その内容は意外に断片的であり、いまもなお謎が多い¹⁾。この事件で大きな役割を果たした中国共産党も驚くほど寡黙であり、神経質であった。最近にいたってようやく資料が公開され、研究がなされるようになった。

エドガー・スノーは1957年に出版した『中共雜記』(Edgar Snow : *Random notes on red China 1936—1945.*) のなかで、西安事件における中国共産党の政策決定過程について、以下のように述べることにより、西安事件の平和的解決におけるソ連・コミニテルンの役割の重要性を強調した。

- (1) 中共の指導部は最初西安事件を利用して西安に民族抗日政府を樹立し、その国内における最大の敵である蒋介石を完全に追放、いやすくなくとも孤立させることを意図していた。
- (2) だが、モスクウの突然の介入はこの計画を挫折させた。『プラウダ』

が張学良を日本の代弁者であり、西安事件は日本の陰謀であると非難したことにより、中共一張の関係は極度に冷却し、両者を混乱に陥れたからである。

(3) モスクワからの指令は、蒋介石の速やかな釈放を共産党に要求していたため、蔣の拘留を利用して、自分たちの要求を実現するための確かな保証を得ることができなかったばかりでなく、蔣釈放後、中共一張学良一楊虎城の三位一体の連合体制は各個撃破されてしまった²⁾。

こうした見解に対して、中国共産党は一貫して、西安事件の平和的解決は中国共産党の自主的な決定であると強調する。その場合、とくに周恩来の役割の重要性を強調する。西安事件が平和的に解決された直後の12月28日、毛沢東は「中国共産党は西安事変中、平和的解決を主張するとともに、そのために様々な努力をはらった」と述べた³⁾。1951年に書かれた胡喬木の『中国共産党の三十年』は、「中国共産党は、当時の条件のもとで日本帝国主義の侵略に抵抗するには西安事変を平和的に解決しなければならない、と考えた」と述べている⁴⁾。

最近では、1983年には丁雍年「我党の西安事変の平和的解決の方針の問題について」はつぎのように述べる。近年、西安事変直後の12日の“スターリンの電報”的役割を強調し、党中央の西安事変の平和的解決方針の自主的決定に疑問を抱くものがいるが、この説はそのおおくが張国燾の『我的回憶』のなかの13日の夜受け取った「モスクワからの電報＝スターリンの電報」によっている⁵⁾。丁雍年氏はそもそも「スターリンの電報」は存在せず、また、基本的に12月20日まで中共中央はコミニテルンからの電報を受け取っておらず、中共中央は19日までに西安事変の平和的解決の方針を決定していること、また、中共中央は最初から一貫して平和的解決の措置をとっていることから、モスクワの指示は西安事変の平和的解決に影響しなかったと論じている。その他、これまでの研究は周恩来が西安に到着した日にちを12月13日とするなど、誤った基本的な事実を基礎に議論を展開していると述べた⁶⁾。

日本でも、西安事件にたいする中国共産党の政策決定の過程で、蒋介石の釈放という平和的解決のコミニテルンの指示がどのような役割を果たしたかについて異なる見解が存在する。石川忠雄は「西安事件の一

考察」において、中国共産党は西安事件の直前には、蒋介石を獲得することなしに国民党を統一戦線に参加させることは困難であるとの認識のもとに、かれを不可欠の構成要素とする抗日民族統一戦線の樹立を党的基本方針としていたばかりでなく、国共間の統一戦線樹立の協議がすでに完了し、その協定は蒋介石の西安からの帰還を待つような状態にあった。このような状況を考えると西安事件の当初、党中央が蒋介石処刑説を探ったとは考えられない。モスクワの演じた役割は共産党中央の平和的解決の方針に確信を与えた程度のものであろう、とのべる⁷⁾。

波多野善大「西安事件における張学良と中共の関係」は、東北軍を率いる張学良が1936年4月に周恩来と延安で会見して以来、中共と密接な協力関係を形成し、西安事件は中共、東北軍、楊虎城の同盟関係を基礎におこされたものであったが、ソ連＝コミニテルンが西安事件に真っ向から反対し、蒋介石の釈放を中共に要求したことにより、この計画は破産してしまった、と論じている⁸⁾。

最近、中国では西安事件に関連する中共中央およびコミニテルン関係の資料、当時の『大公報』、『申報』など大新聞や中華ソビエト政府の機関誌『紅色中華』などの新聞が大量に出版・復印された。また、西安事件のみならず、国民党史、張学良、楊虎城、閻錫山など実力派および宋慶齡らの伝記研究が盛んとなった。こうした状況のなかで、本文においては、中国共産党の政策決定にあたって、その枠組、西安以外の地域の諸勢力の西安事件に対する対応、それにたいする中共の対応といった視点から、いま一度、西安事件に対する中国共産党の政策を実証的に再検討したい。

本文の結論の概略は次の通りである。

- (1) 中国共産党は西安事件がおこった当初、たしかに蒋介石を人民裁判にかけ、西安を中心に中共、張学良、楊虎城の三勢力を中核として「西安を抗日のセンターとする」構想を推進しようとした。
- (2)しかし、この方針は実現不可能なことが明らかになり、蒋介石の釈放＝平和的解決を前提に、国民党と共産党の会談を中心に、国民政府軍の共産党の根拠地にたいする軍事攻撃の停止、抗日の具体化、紅軍と根拠地の承認などに合意を取り付ける方針に転換した。
- (3) 中共中央の当初の政策つまり、「逼蒋抗日」政策は、第二次国共合

作を実現させて、抗日統一戦線を実現することであったが、その戦術として、一つは国民党との会談を通じて、もう一つは、張学良、楊虎城、閻錫山、李宗仁ら蒋介石と一線を画す地方実力派と中共が連合して、また、「各界救国連合会」を中心とする学生や知識人を中心とする都市の勢力を結集して、「西安を中心とする国防政府」をうちたてる政策により、国民党と国民政府に抗日政策に転換するようにせまることであった。この政策は、西安事件の直前まで中共中央によって精力的に推進されていた。「兩広事件」にたいする中共中央の支持表明にも、後者の政策が貫して追及されていることをみることができる。しかし、この政策はコミニンテルンによって厳しく批判されていたのである。

(4) 西安事件の当初に中共中央がとった政策は明らかに、上記の「逼蒋抗日」政策の継続であった。この政策を中共中央が転換をよぎなくされたのは、エドガー・スノーが指摘するようにソ連＝コミニンテルンが当初から、公然と西安事件を非難し、その平和的解決を主張したことその重要な要因である。しかし、ここで注目されなければならないことは、中国の最高指導者＝蒋介石を武力によって、監禁するという西安事件のやり方であり、それによる中国内戦の危機であった。

(5) 西安事件にたいする中国の各勢力の対応をみると、まず指摘されなければならないことは、この事件を契機に、国民党・国民政府は西安を軍事的に包囲・孤立させ、その他の地域のコントロールを維持し、むしろ強化したことである。中央政府の指導者および地方実力派、各団体、知名人はそれぞれ西安事件にたいし態度表明をしたが、その圧倒的多数は張学良の行動を非難し、かれに蒋介石の即時釈放を要求した。中国の諸勢力と新聞の西安事件に対する態度は、中国の最高指導者を失うことにより、中国が混乱に陥る状況を防ぎ、なによりも蒋介石を頭とする国民政府に結集して、日本より大規模な侵略に対抗するよう主張した。西安事件は内戦を導くものと非難された。こうした状況のなかで、都市の中共支持勢力は壊滅的な打撃をうけ、これによって、中共が「逼蒋抗日」政策の同盟軍と考えていた地方実力派の支持を失い、内戦の挑発者と非難されることになった。

(6) 中共中央が当初の政策を転換させ、蒋介石の釈放による平和的解決の方針を決定したのは、こうした状況に中共中央が対応した結果であつ

たと結論される。この方針の転換には、中国共産党の蒋介石および国民党との関係でいえば、「連蒋抗日」から「擁蒋抗日」へ、後に張聞天の言葉を引用して本文で紹介するように、国民政府を中国の「正統政府」であると承認し、中共の支配する地域を国民政府の一構成部分とする「特区」とし、また、中共の指導する紅軍を国民政府の中央軍事委員会の指揮にしたがう軍隊と位置付けることが含まれていた。

1. 西安事件直前の状況

西安事件における中国共産党の政策決定の過程を観察するとき、実際に多くの問題が、一度に噴出し、それらの解決を短時間にせまられたことに驚くのである。日本が1935年以降、河北、チャハル、綏遠、山西、山東の華北5省を南京国民政府の支配から分離独立させようとする動きを示すのに対応して、蒋介石の国民政府も幣制改革を断行し経済的基礎を強化し、英、米との関係をふかめ、一方、江西の中央ソビエト根拠地を壊滅させて、国民政府による中央化を推進させた。中国共産党はこうした状況のなかで、1935年8月にコミニンテルンの指導下に抗日民族統一戦線を提唱したが、その内容は実質上、「蒋介石の国民政府に反対し、抗日を主張する＝反蒋抗日」の政策であり、ソビエト体制を維持する共産党と国民党との「二つの政権の闘争」は不可避であった。しかしこの政策は抗日ナショナリズムの高揚と国民党政権を中心とする中央化政策の潮流のまえでは、共産党の勢力の衰退傾向に歯止めをかけるものではなかった。1936年後半には、再度、コミニンテルンの指導のもとに、中共は蒋介石を含む国民党との合作のもとに抗日する「連蒋抗日」政策に転換、8月には中共が国民党に宛てた書簡を発表。内戦を停止し、われわれは全中国的な統一された民主共和国の樹立に賛成し、普通選挙権によって選挙される国会の召集に賛成し、抗日救国代表大会を支持する。こうした基礎のもとに国防政府、抗日連軍を組織し、ソビエト政府は国防政府の一部となり、紅軍は抗日連軍の指揮にしたがう、と宣言した⁹⁾。こうした政策の一方的宣言は、蒋介石が引き続き「共産党殲滅作戦」を行なっているもとでは、実際には国共内戦の現実をなんら変えるものではなかったし、かえって共産党内に混乱と動揺をもたらす側面さえあった。

このような状況のなかで、ソ連・コミニテルンのイニシアチブのもとに、秘密のうちに、国民党と共産党との間で協力をめざす交渉が行なわれていた。その一方で、中国共産党はその勢力の存立の基礎である軍隊と根拠地の維持、強化と蒋介石の統一化政策に対抗する西南の李宗仁・白崇禧、山西の閻錫山、陝西の張學良・楊虎城、四川の劉湘ら地方実力派との提携に懸命の努力をはらった。しかし、日本に対抗するために、蒋介石の率いる国民政府との協力関係を模索する一方で、反蒋介石派の地方実力派との提携を強化しようとする中国共産党の政策は、それ自体矛盾に満ちていたが、中国共産党の地方実力派との提携＝統一戦線の政策は、ソ連・コミニテルンの政策とたえず論争・対立の焦点であった。とりわけ、1936年6月の李宗仁らの西南派の「反蒋抗日」をスローガンとする両広事件に対して、中共は支持を表明し、国民政府を中心とする抗日中国を望むソ連・コミニテルンは中共中央の行動を批判した¹⁰⁾。地方実力派との提携問題をめぐる中共とコミニテルンの対立はその後も引きつき継続し、9月1日の中共中央の逼蒋抗日問題に関する指示では、「逼蒋抗日の方針のもとに、各派の反蒋軍閥と抗日の連合を行なうことを放棄しない。われわれが南京以外の各派軍閥を組織し、抗日にもかわせることができるなら、われわれはそれだけこの方針を実現できる。広西については、われわれはかれらの抗日の発動に賛成する、これは正しいことである」と指摘している¹¹⁾。この問題は、西安事件の際に、中共と張學良の東北軍、楊虎城の西北軍との「三位一体」関係の問題をめぐって、中共とソ連・コミニテルンの政策上の対立に発展する。

さらに大きな問題は、蒋介石を抗日統一戦線のなかに含めるのか。蒋介石の国民政府を全中国を代表する正統政府として、中国共産党はみとめる用意があるのか。それとも国民政府の大規模な改造なしには国民政府を正統政府と認めることはできないのか。あるいは蒋介石を国民政府の不可分の指導者として考えるべきであろうか。これらの諸問題が西安事件のなかで一気に噴出したのである。国民党との統一戦線は対等の立場の協力がなりたちうるのか、共産党の国民党への事実上の降伏を意味するのか。近代的な制度化された国家制度をもたない中国では、これらの問題は事実上の国共間の力関係で解決される要素がつよいが、西安事件のように国家の最高指導者の監禁問題を焦点に、民族の存亡問題が議

論された時、われわれは中国の政治共同体ともいるべきもの的存在を確認するのである。

さて、国共会談はいくつものルートから開始されたが、蒋介石が最初に提起した第二次国共合作の会談の条件は対等のものであった。例えば、1936年5月、陳立夫－湛小岑会談のなかで、陳立夫によって口答で伝えられた内容は、(1)紅軍の対日作戦を歓迎する、(2)紅軍の待遇は中央軍と同じ、(3)中共は近く成立する民意機関を通じて、政治面の意見を提出する、(4)中共は特区の地方政府をもつ、とするものであった。また、10月に張子華から中共中央に伝えた会談条件は、(1)ソビエト地域は存在を認める、(2)紅軍は連軍に改称せず、待遇は國軍と同じ、(3)共産党は公開で国民大会に参加する、(4)人を派遣して会談する、であった¹²⁾。これを基礎に、中共中央は潘漢年を初步的な会談の代表、周恩来を全権代表に決定して、国共会談は継続された。会談の条件は修正が加えられたが、その基本精神は内戦の停止、共同抗日の大前提のもとに、国民党の率いる国民政府を中央政府として承認することにあったといわれる。

中共中央は10月11日、本格的な国共会談の開始に備えて以下のとき国共両党抗日救国協定草案を作成した。

政治任務

- (1)対日武装抗戦の実行
- (2)全国各党各派各界各軍の抗日救国連合戦線の実現
- (3)民主綱領にもとづいて中華民主共和国を樹立する

双方の同意事項

- (1)軍事敵対行動の即時停止
- (2)紅軍に対する攻撃、經濟封鎖の取消、紅軍にたいする根拠地の画定、軍需品の供給。対日作戦時に、紅軍の共産党の組織と指導の条件を変えずに、統一の指揮と編制のもとにおかれる
- (3)中国国民党は現行の政治制度を改革し、民主的権利の保証、人民の言論、出版、集会、結社の自由、政治犯の釈放をする。中国共産党は武力によって、国民党政権を覆す言論と行動を停止する
- (4)全国各党各派各界各軍の抗日救国代表大会の召集
- (5)全国的軍事指揮機関の設置など¹³⁾

しかし、1936年の11月9日におこなわれた陳立夫—潘漢年会談では、陳は蒋介石の提案として、以下の4項目を提出した。(1)中共は誠意を以て合作を願っている以上、いかなる先決条件もいらない、(2)対立する政権と軍隊は取り消さなければならない、(3)目下、軍隊は3000人、師団長以上は一律に解任し、海外にいき、半年後に帰国し、能力によって登用される。党と政府の幹部は能力によって、南京政府の機関に配分される。(4)もし、軍隊は上述の措置によれば、中共の提出している各政治要求はすべて問題ない¹⁴⁾。これは事実上、降伏条件に等しいものである。

これに対し、11月12日、毛沢東は南京との会談の協定原則について潘漢年への電報で、南京は紅軍にたいし、いかなる限度まで許容しうるのか調べて伝えてほしい、いかなる条件でも紅軍を受入れられないなら、周恩来の派遣など問題にならない。近日の蒋介石の猛烈な攻撃は紅軍の將軍たちに疑いを生じさせている、と会談の一時停止を通告した¹⁵⁾。しかし、11月17日から22日への一連の戦闘で紅軍主力が国民党の胡宗南軍を撃破したのち、国民党側は11月9日の提案を引っ込めたという。西安事件はそれから1ヶ月もたたないうちに起り、西安で周恩来と国民党の代表と抗日のために第二次国共合作を交渉するのである。

中共と張学良の東北軍との提携関係は1936年に入ってから急速に展開される。1月に中共中央は李克農を正式に代表として派遣し、洛川で東北軍の王以哲と会談し、以下の紅軍と東北軍67軍の合作抗日の口頭協定を結ぶ。(1)相互不可侵、元の防衛地域を守る、(2)紅軍は67軍の鄜県、甘泉、延安一帯の交通運輸および経済通商の回復を保障する、(3)ソ区の大衆が延安、甘泉に駐屯する67軍部隊の糧秣の供給をゆるす、(4)紅軍と白区の通商を回復する¹⁶⁾。4月9日には、延安で周恩来と張学良との間で、(1)内戦停止、一致抗日の問題、(2)全国の紅軍を河北に集中し、日本軍の侵入を阻止する問題、(3)国防政府、抗日連軍組織の具体的段取りと綱領、(4)ソ連と連合し、モスクワに代表を派遣する問題、(5)相互不可侵および通商協定締結の問題などを協議し¹⁷⁾、張学良は内戦停止、一致抗日に完全に同意するも、現在、反蔣は行なうことが出来ないので、蒋介石の命令を受けざるをえないことをのべ、ソ連との抗日の提携に关心を示した¹⁸⁾。

その後、中共中央の張学良にたいする統戦工作が成功し、張学良の蔣

介石に対する態度に実質的な変化があらわれ、中共の西北大連合についての主張に賛成し始めた¹⁹⁾。5月下旬コミニテルンの支持をえて、中共中央は張学良との間に、秘密裏に紅軍と東北軍が密接に協力して、すみやかに西北大連合を実現し、西北国防政府を樹立し、「ソ連と連結し」、ソ連および外蒙古と抗日相互援助を締結する計画を協議し、各方面で具体的に実行に移し始めた。6月末から7月にかけて、コミニテルンに紅軍の出動時期、およびソ連軍の対応等の具体的問題について、意見を求めた。これにともなって、紅軍および東北軍が両広事件に呼応して、武装蜂起する準備をした²⁰⁾。東北軍内部には7月末、張学良を頭とする東北の連共抗日思想の積極分子の秘密組織が準備会をつくり、9月に抗日同志会が正式に成立した²¹⁾。

この間、中共、コミニテルンの楊虎城の西北軍に対する統一戦線工作も平行して進展し、1936年の12月には、毛沢東は汪鋒を派遣し、楊虎城宛て書簡のなかで、紅軍は西北軍とともに「抗日反蔣」の意向をもっていることを表明した²²⁾。この月、中共北方局も王世英を西安に派遣、楊虎城と会談²³⁾、また、コミニテルン中共代表団も王炳南を帰国させ、十七路軍と共産党の合作を促進し、この時期に、北方局、コミニテルン中共代表団、中共中央は楊虎城との間で、抗日友好相互不可侵で一致した²⁴⁾。

これに平行して、コミニテルン—中共—張学良—楊虎城—閻錫山の提携工作も具体化している。4月と5月に張学良は太原で閻錫山と会談し、中共—張学良—閻錫山提携問題を協議、6月には、楊虎城の秘書・蒲子政が太原に来て、閻錫山と会談、逼蔣抗日問題について会談した²⁵⁾。9月3日、毛沢東が楊虎城に書簡、連合戦線に同意、これ以後、中共の代表が十七路軍に常駐、中共中央との秘密無線機が設置される²⁶⁾。

両広事件に呼応することはなかったが、西北大連合計画はその後も継続協議され、8月上旬に、中共のコミニテルン代表の潘漢年が陝北の中共中央の所在地にきて、中共中央に出来るだけはやく、ソ連と連結すべしとのコミニテルンの意見をつたえる。これに基づき、中共中央は9月、10月に抗日の局面をつくるために、西北大連合を実現する最後の時期であり、蘭州を占領し、ソ連に連結し、内部をかため、綏遠出兵を基本戦略方針とすることを確定した。中共中央はソ連連結は西北の勝利を保障

した全国抗日発動の最基本点と確信した²⁷⁾。潘漢年はさらに中共中央の張学良宛ての書簡をたづさせて、陝北から西安へいき、張学良と具体的に協議した。張はソ連が紅軍およびその他の抗日武装に補給する段取りに関心を示した。また、中共中央の計画に積極的な態度を示し、東北軍を紅軍との行動にあわせ、寧夏を占領し、國際路線を連結する決心をした²⁸⁾。この時期の中共と地方実力派との提携状況について、毛沢東は楊虎城とわれわれとは停戦している。李宗仁、白崇禧は代表を派遣して、抗日協定の締結を求めている。河北の宋哲元、チャハルの傅作義、山東の韓復榘とは折衝中であり、青海の馬步芳とも妥協を模索している。ただ、寧夏の馬鴻逵は頑固な反動であり、われわれは消滅すべきである、とその状況を語っている²⁹⁾。

このように、西北では中共、東北軍、西北軍の「三位一体」の同盟関係が急速に形成されつつあったが、その一方で、蒋介石の中国共産党の陝北根拠地にたいする「最後の包囲殲滅作戦」が東北軍、西北軍を督戦して遂行されようとしていた。東北軍、西北軍はどちらの側につくかの「最後の選択」をする立場に追込まれたのである。

西安では11月28日、「楊虎城国民軍の西安堅守の勝利15周年記念大会」が挙行され、東北軍と西北軍が参加、これに中国共産党が参加して「三位一体」の統一戦線が実現した。これを契機に、東北軍、西北軍、紅軍の三者からなる「西北抗日援綏連軍」の組織化が計画され、張学良を連軍の総司令とし、楊虎城を副司令、紅軍から一名の副司令を派遣して組織されるはずであった³⁰⁾。毛沢東は12月5日に楊虎城への書簡で、(1)長安を中心とする五、六省区合作計画、(2)楊虎城への30万元の借金要請、(3)紅軍と十七路軍の相互同盟関係の結成、(4)無線暗号を交換し、12月15日から交信を開始するなどの具体的提案をおこなった³¹⁾。ちなみに、毛沢東は西安事件のさなかの12月22日に山西の閻錫山に書簡をおくり、山西、綏遠、陝西、甘肅4省の通信連絡網を提案、山西と陝西間の連絡は1937年1月15日に実現した³²⁾。

中国共産党は第一、第二、第四方面軍が陝北に集合し、蒋介石の包囲作戦に対処するため、12月7日には、毛沢東を主席とし、副主席に周恩来、張国燾がなった統一的な中央革命軍事委員会を組織し、さらに、紅軍主力の黄河渡河計画を放棄して、集結・待機して、張学良軍、楊虎城

軍とともに、蒋介石の軍事攻撃をむかえる準備をすることを決定した³³⁾。

一方、蒋介石は12月4日、張学良を伴って洛陽から西安に行き、張、楊に、東北軍と西北軍は共産党殲滅作戦の命令に服従するか、それともそれぞれ福建、安徽に行くかの決定をせまつた³⁴⁾。これによって、張、楊と蒋介石の矛盾は頂点に達し、張、楊は生死をかけた最後の選択を迫られたことになったのである。張学良は12月7日、蒋介石に共産党殲滅作戦の停止、一致抗日を説くも、蒋に最後的に拒否された。12月9日には、西安で大規模な学生による対共産党作戦の停止、抗日の請願デモがおこなわれた。

こうした状況のなかで、12月12日、西安事件が起こった。張学良、楊虎城らは蒋介石を監禁し、同時に、国民政府の中央高級官僚・將軍の朱紹良、陳誠、邵力子、蔣鼎文、錢大鈞、衛立煌、蔣作賓らをとらえる。邵元冲、蔣孝先（委員長侍従室第三組長）、蕭乃華（委員長秘書）、楊震亞（憲兵团長）らは殺害された。張学良、楊虎城らは、国民党、政府、全国に通電を発表し、「（蔣）介石公に最後の諫言を行ない、公の安全を保証し、その反省を促すものである」として以下の8項目の要求をかけた：

- (1)南京政府を改組し、各党派を入れ、共同で抗日する
- (2)内戦を停止する
- (3)逮捕されている上海の愛国指導者を釈放する
- (4)全国の政治犯を釈放する。
- (5)民衆の愛国運動を解放する
- (6)人民の集会、結社などの政治的自由を保障する
- (7)孫文の遺嘱を実行する
- (8)即時救国会議を召集する³⁵⁾

この電報の署名者には、張学良、楊虎城以下19名がいたが、そのなかには、この事件のさいに捕えられた政府の高級官僚・將軍＝朱紹良、陳誠、邵力子、蔣鼎文、陳調元、衛立煌、錢大鈞、陳繼承、万耀煌らの名前があった。原案では、東北軍、西北軍の高級将校のみが名前を列ねることになっていたが、発表の際に政府の高級官僚・將軍の名前がくわえられれば、この電報の威力が高められると考えられた。しかし、実際の効果

はその逆で、15日付けの『大公報』『申報』その他の大新聞にこの事実が大々的に指摘され、西安事件に参加した勢力が小さいものであることを印象付けることになった³⁶⁾。

2. 中国共産党の当初の政策決定（1936.12.12—12.16）

西安事件にたいする中国共産党の政策決定過程は、ほぼ、（1）中共の当初の政策（12.12—16）、（2）平和的解決への決定（12.17—19）、（3）西安での国共交渉（12.20—25）の3段階にわけられる。第1期の中国共産党の西安事件にたいする政策は、「西安を抗日の中心に」、「蒋介石を人民裁判に」のスローガンに代表される。西安事件による突然もたらされた「蒋介石問題」を別にすれば、中共、東北軍、西北軍を「三位一体」とする構想は、明らかに先にのべた毛沢東の12月5日付けの楊虎城宛ての「長安を中心とする5、6省区合作計画」をもとに考えられたといえる。以下、中共の政策決定過程の展開を時間をおってのべる。

西安事件発生直後の12月12日の早朝、西安に滞在していた中共代表団の劉鼎は無線で事件を中共中央に報告、ついで張学良は中共中央に、（1）中共代表団の会談への参加要請、（2）西北剿匪総司令部を廃止し、張、楊を正副主任委員とする抗日連軍臨時西北軍事委員会の組織、（3）抗日援綏軍第一軍團を設立、（4）国民党陝西省党部を解散し、西安の政治犯の釈放を決定したことを打電してきた³⁷⁾。中共中央は緊急措置を取り、（1）張、楊に、ただちに東北軍主力を潼関一帯に集め、紅軍は北面に胡宗南の軍隊に備えるよう要請、（2）コミニテルンに事変を報告する、（3）周恩来を西安に派遣することを決定した³⁸⁾。

この日の夜には、保安での大衆祝賀大会がひらかれた。さきに引用したエドガー・スノーの『中共雑記』によれば、「毛沢東その他が演説を行なったが、席上蒋介石を反逆者として〈人民裁判〉に付すよう要求した決議が採択され、町中が歓喜にわきかえったという」³⁹⁾。また、オットー・ブラウンの回顧録『大長征の内幕』では、彼も出席した保安で開かれた大衆祝賀大会での毛沢東の主要な発言内容を次のようにのべている。「中華民族の利益を売り渡す裏切者・蒋介石を清算し、公開裁判する時が来た。彼に対して清算してこそ、全国は一致して抗日の道が開か

れるのであり、南京政府に即時すべての内戦、とくに紅軍に反対する内戦を停止することを要求しなければならない」と⁴⁰⁾。

同日、中共中央書記處は北平、天津地域の北方局責任者の劉少奇あてに、次のような「西安事変後のわれわれの任務に関する指示」を打電した。（1）蒋介石の対外投降、対内では民衆を鎮圧し、その部下に内戦を堅持するよう脅迫した罪状を暴露し張、楊の革命行動を擁護する。（2）人民に張、楊、南京および各実力派が抗日救亡代表大会を開き、西安で抗日救亡の大計を討論するよう要求させる。（3）人民および全国軍隊にたいし、日本と漢奸の行動に注意するように促す。（4）南京および各地の政権の抗日派が西安の起義に呼応して、厳重に親日派に対処するようする。（5）西南派、黃埔派を安心させ、欧米派、元老派および各実力派を積極的に抗日救亡の側にたたせる。（6）人民および救亡領袖に南京が蒋介石を罷免し、人民裁判に付するようにさせる、などである⁴¹⁾。

この日の夜の24時、中共中央は次のような措置を再度コミニテルンに報告している。（1）周恩来、張学良、楊虎城による三人委員会を組織し、葉劍英を参謀長にする、（2）西安で抗日救国代表大会召集を準備する、（3）抗日連軍を組織し、紅軍、東北軍、西北軍、晋綏軍の4部隊を主とし、陳誠所属の蒋介石軍を勝ち取り、抗日軍への攻撃に備える、（4）林森、孫科、馮玉祥、宋子文、于右任、孔祥熙、陳立夫らが暫時、南京の局面をコントロールし、親日派が日本と結託し、上海を攻撃するのを防止・抵抗して、革命的国防政府の成立を期す、（5）蒋介石軍のすべてが抗戦に参加するようにし、コミニテルンの贊助を要求する⁴²⁾。この計画をみると事件当日には、中共軍、東北軍、西北軍、のほかに晋綏軍をふくめた同盟軍の結成など、保安では極めて楽観的な情勢判断がなされていたことが明らかとなる。それにもとづいて、「西安を全国の抗日のセンターとする」ことが計画され、南京政府軍の陳誠軍を仲間に引き入れることが意図されているが、これは張、楊の発表した八項目要求に陳誠ら国民政府軍の高官の署名がなされていたためかもしれない。しかし、蒋介石の措置についてはのべられていない。

中共中央とりわけ毛沢東が事件当初に「蒋介石を人民裁判にかけるよう」主張したとする説は、先に引用したように、エドガー・スノー、オットー・ブラウン、12日の中央書記處の劉少奇宛指示によってのべられて

いるが、次に紹介する保安で出版されたソビエト中央政府機関紙『紅色中華』の1936年12月13日付の記事は第2面のトップに、「西安抗日起義、蒋介石被拘留——張學良楊虎城堅決的革命行動」の見出しで西安事件をはじめて報道したものであり、かつ蒋介石を「漢奸」とよび人民裁判にかけることを主張し、大規模な戦争の準備をよびかけている。12日の祝賀大会の状況を示す当時の第一級の資料といえる。

「西安電：日満偽軍が綏東を猛攻し、日本の中國滅亡の段取りが一層狂暴となって以来、全国の抗日の情勢はいっそう緊張したが、蒋介石は依然として反省なく、外に対しては投降し、内に対しては愛国運動を弾圧し、人民を屠殺し、紅軍を攻撃しており、全国人民の義憤は沸騰している。こうした情勢のもとに、西安で昨日、抗日の起義が爆発した。張學良、楊虎城はすでに禍國罪魁の蒋介石、蔣鼎文、陳誠、陳繼承、万耀煌、衛立煌、錢大鈞等の7人を拘留し、憲兵团長・蔣孝先は反抗し銃殺された。

張學良はすでに全国に抗日をよびかける通電を発し、各方面から全国民衆はこの革命の起義に賛助している。全国人民は漢奸・蒋介石を人民裁判にかけることを要求している。現在、全国民族の抗日闘争の形勢は、急転直下、西安で抗日に起義し、全国の抗日民衆および軍人の擁護のもとに、急速に全国的な大規模な抗日民族革命戦争に発展しようとしている。

ソビエト区の抗日民衆諸君！緊急に立ち上がり、全国すべての抗日勢力と連合し、死を誓って、失地を回復し、日本帝国主義を中国から駆逐し、中華民主共和国を実現するために闘おう！⁴³⁾

13日夜に、中共中央政治局会議が総書記・張聞天の主宰によってひらかれた。張魁堂「西安事変の平和的解決方針の問題について」にその模様がはじめて詳細に紹介された。中央軍事委員会主席、対国民党統戰工作の責任者である毛沢東が主報告を行ない、主として3つの問題について討論を展開した。毛沢東、張國燾、周恩来、張聞天の発言を要約する。これらの討論をみて、われわれは13日に西安以外の地域で展開された現実とかけはなれた、楽観的な情勢観が語られ、政策が議論されたかに驚かされるのである。

(1) 西安事変の意義：毛沢東は「この事件は革命であり、抗日であり、

いかなる帝国主義の背景もない。これにより蒋介石がコントロールしている局面を開いた」。張國燾は第一は蒋介石にたいする対処であり、第2が抗日である。「内乱問題は避けることができない。ただ大小の問題に過ぎない」と。

(2) 情勢判断：毛沢東は日本が南京政府を親日カイライ政府にする可能性がある。地方の実力派、南京政府各派のうち、孔祥熙・宋子文、黄埔、CC各派のある部分は西安につき、西安は政府とはいわない実質上の政府を形成し、南京政府を直接支配している7省に限定できる。したがって、「西安を中心として全国を指導し、南京をコントロールする」よう提案した⁴⁴⁾。

周恩来は情勢判断に毛とちがった見方をした。南京側の軍事力は変わらず、いったん西安に進攻すれば、大規模な内戦がおこり、日本は南京でクーデターをおこし、沿海地域で増兵する。日本が南京をカイライ政府にするのを防止するために、われわれは政治上南京と対立すべきではない。黄埔系、CC派、元老派、歐米派を安心させ、かれらを勝ち取り、かれらが西安事変に賛成し、抗日に団結するようにさせなければならない。具体的にいえば、林森、宋子文、孔祥熙、孫科、馮玉祥を勝ち取り、何応欽を孤立させなければならない。同時に、大衆運動を深く発動させ、西北3方面の抗日勢力と堅く団結し、西安を抗日の中心にしなければならない。抗日・綏遠支援のスローガンのもとに、閻錫山と連合し、劉湘と連合する。これがわれわれの両翼であり、さらに西南桂系と連合し、華東に対する包囲を形成する。東南7省は南京の勢力である。これはわれわれが勝ち取る対象である。政府問題については、かれは将来、(西安)あるいは副都の形で出現するほうが有利である、とのべた⁴⁵⁾。

会議では南京側の抗日を勝ち取る意見で一致した。ただ、張國燾のみが、「われわれは西安を抗日の中心とすることは、西安を政権の中心とする意味が含まれる。」、「南京政府を打倒し、抗日政府を樹立するため、いかに実現するかを討論しなければならない」と。会議では凱豐、博古、張聞天らは張國燾の主張に反論した。しかし、「西安を抗日の中心とする」考えはこの会議の構想となり、上述のコミニテルンへの通報の觀点と一致した。これは『紅色中華』12月13日および

16日の蒋介石を非難する論調とも一致する。

(3)蒋介石を如何に処理するか：毛沢東は報告のなかで次のように提起した。“蒋介石を解任し、人民裁判（人民公審）にかける”，また，“蒋を取り除くことは、もちろんあるゆる点からみてもよいことだ”とのべた⁴⁶⁾。いく人ものが発言したが，“蒋を取り除く”ことはもはや止むを得ないことであり、また、南京政府を抗日の側に勝ち取るべきだと考えられた。周恩来は蒋介石は張、楊の手中にぎられており、これは張、楊の態度をみなければならないと指摘した。張国燉は蒋介石の抹殺を主張した。中共は当時、南京政府と蒋介石を切離しうると希望的に考えた。多くの人々が指摘するように、あるいは蒋介石にたいする感情的な憎しみがその場を支配したといえる。

張聞天は最後に発言、第一に、政治情勢は非常に緊張しており、絶えず全国的な性格の政治問題が発生している。抗日問題に於いては最大の問題は民族妥協派（蒋介石らをさす=筆者注）の問題に表われている。この問題は突然の変化が発生するに違いない。第二に、張学良のこの度の行動ははじめて民族妥協派の行動を暴き、全国的な抗日の方向に発展させたことである”と。したがって、張聞天が明確にした方針は“局部的な抗日統一戦線を全国的な抗日統一戦線に”である⁴⁷⁾。

策略上、張聞天は次のように提案した。“妥協派にたいしては極力勝ち取り、分化させ、孤立させるべきであり、われわれは南京と対立する方針をとるべきではない。南京と対立する方式（実際には政権形式）を組織すべきではない。西安をしっかりとぎり、大衆を発動し、南京を威圧すべきである。南京政府改組のスローガンはわるくない。出来るだけ南京の正統をかちとり、非蒋介石系の集団と連合すべきである。軍事上は防禦をとり、政治上は攻撃をとる”⁴⁸⁾。

以上でこの会議の紹介を終わるが、張魁堂氏の指摘するように、張聞天が提起した局部的抗日統一戦線を全国的な抗日統一戦線に転化させる方針と南京と対立しない方針は、中共中央が西安事変を平和的に解決するための基調をつくるものであり、同時に、西安に新政権を組織するという構想に疑問を提起した、といえるであろう。張聞天の提起した問題には、抗日統一戦線の結成を南京国民政府をふくめた全中国的規模で考える場合、(1)中国共産党が南京の国民政府を全中国の正統政府と認め

る用意があるのか、あるいは国民政府に対立する権力を西安に樹立するのか、(2)蒋介石を最高指導者とする国民政府を認めるのかどうか、あるいは内戦を覚悟しても蒋介石をあくまで排除する政策を推し進めるのか、という問題があった。毛沢東の蒋介石を人民裁判に、西安を抗日のセンターにという強行政策に対し、張聞天は疑問を提起したにしても、この会議では、正面からこの政策に反対したわけではなかった。蒋介石を人民裁判にかけることが南京国民政府と完全な敵対関係に導くこと、国民政府あるいは全中国は蒋介石以外に最高指導者をみいだしえないことなどの認識はまだ充分になかったと言える。いずれにしてもこの会議では、中共中央は西安事件にたいする政策を決定するのを保留したというべきであろう。問題があまりにも大きく、情報が少ない状況のもとで、政策決定は周恩来が西安に行ってから、決定することが合意され、中央はしばらく宣言を出さないことを決定したという⁴⁹⁾。

同日の中央書記處からコミニテルン執行委員會宛ての電報では、多分、この会議の結果を反映して、西安事変における張、楊の行動は完全に革命的なものであるとして、天津、上海、西安等の党组织に、(1)人民団体が蒋介石の対外投降、対内での人民抑圧、内戦を堅持し、部下に剿共を強要し、紅軍および全国の軍隊に抗日を許さない罪状を摘發させ、(2)南京政府に蒋介石を解任し、人民裁判にかけるよう要求させ、(3)人が張、楊に抗日救国代表大会を召集するよう要求するなどの措置をとる旨、打電された⁵⁰⁾。蒋介石を人民裁判にかけるのは、西安あるいは保安で行なうという方針ではなく、南京政府に要求するという方式をとるにせよ、コミニテルンに報告されたのである。

12月15日に保安で発表された毛沢東、朱徳、周恩来、張国燉、彭徳懷、葉劍英、林彪ら署名の「紅軍將軍の西安事変にかんする国民党、国民政府宛ての宣言」は、西安事変は福建事変、兩廣事件の継続であり、抗日に消極的な蒋介石の政策の当然の帰結であるとのべ、また、現在、中国は内戦の危機にあり、日本はこの機に乗じて、侵略を加速しようとしている。「(国民党・国民政府の)諸公が断固として自ら蒋介石とたもとを分かたんと欲するなら、また、親日派とたもとを分かたんと欲するなら、断固として張学良、楊虎城の2氏の主張を受入れ、内戦を停止し、蒋介石を解任し、国人の裁判にかけ、各党各派各界各軍と連合し、統

一戦線政府を組織しなければならない」とのべて、蒋介石を排除した統一戦線政府の樹立をよびかけている⁵¹⁾。同日、この電報はコミニテルンに打電された。

12月16日付の『紅色中華』の「西安の抗日起義の原因」と題する社説は、「西安で12日抗日の起義が発動され、張学良、楊虎城將軍は果敢な手段によって、漢奸・蒋介石およびその他の重要人物を拘留したが、この事件は抗日の起義である。……これは蒋介石自身が中国を売り渡し、全国の抗日運動を鎮圧した必然的結果である。この行動はまさに抗日・綏遠援助の道路上の障害を取り除き、さらに大規模な民族革命戦争を発動させる有力な条件である」とのべた⁵²⁾。しかし、その一方で、14日の中共中央の北方局の劉少奇宛て指示は、対象地域が国民政府の影響力の強い地域で、多くの勢力が西安事件に対する反対の態度を表明したことと配慮してか、「蒋介石を人民裁判に」というスローガンはなくなり、「この運動のなかで、我々は南京と対立的地位にたつべきではなく、かれらのなかの抗日派および中間派が抗日の方針をとりうるようにすべきである。……華北の名望家および実力者、とくに閻錫山、傅作義が張学良、楊虎城らの抗日の主張に呼応するようにすべきである」⁵³⁾、とむしろ、統一戦線の対象とすべき勢力の動向に不安を感じていたことを示しているようにみえる。

3. ソ連・コミニテルンの対応

中共中央が13日に保安でこの事件について討論していたちょうど同じ時期に、南京、上海、天津、太原、モスクワでも西安事件の最初の報道がなされ、対応策が討論された。国民政府をはじめ中国各地の勢力の動きは第4節でのべるとして、中共の政策決定に大きな影響をあたえるモスクワの対応について述べよう。

国民政府の孔祥熙行政院副院長は13日、ソ連代理大使と会見し、ソ連およびコミニテルンに西安事件の重大性に注意を促し、もし蒋介石に危険があれば、中国はあるいは日本と共同してソ連と対抗するよう迫られるかも知れないと警告した⁵⁴⁾。同日、陳立夫も国共会談の中共代表・潘漢年にたいし、コミニテルンに対し蒋介石に不幸があれば、中国はリー

ダーシップを失い、日本はソ連を攻撃するかもしれない、必ずしも、（日本の目標は）中国を対象とするわけではない旨、電報を打つよう要請した⁵⁵⁾。翌14日、陳立夫はかねて潘漢年と会い、コミニテルンおよび周恩来に西安で調停するよう要請した。翌日、陳はふたたび、潘漢年にソ連に電報し、周恩来に蒋介石を救出するよう要請した⁵⁶⁾。

これに応えるように、14日には、西安事件についてのソ連の『プラウダ』の論評が『大公報』などに報道された。それは西安事件における張学良軍反乱の原因は中国の親日分子の策動によるものであり、日本の手先である汪精衛の名が張学良軍の反乱と結びついていると非難し、この事件はソ連とは何等の関係もないものであるとのべた。さらに、「南京政府は急速に発展している抗日運動の圧力を受けて、国を統一し、バラバラで分裂したすべての勢力をまとめるを目指した一連の方策を実行する道を選んだ」と指摘して、中国が蒋介石のもとに抗日にむかいつつあり、西安事件が中国を分裂させようとする日本の陰謀であり、両広事件と同じ性質の事件であると断罪した⁵⁷⁾。13日の夜には、中共中央は陝北でタスの英文の放送でこの論評をきいた。12月14日付のコミニテルン機関誌『インプレコール』は、「抗日運動における新たな亀裂」と題する論評を掲載し、張学良軍内の反乱の原因を説明するには、ソビエトの新聞が指摘するように、明らかに中国内の親日分子の陰謀に求められなければならないとのべた⁵⁸⁾。16日、『プラウダ』はさらに、「最近の中国からの報道は、張学良の反乱が日本の中国に於ける相もかわらぬ挑発にほかならず、その目的が中国の統一を妨げ、激化しつつある抗日民族運動を崩す点にあることを明らかにしている」と西安事件を非難した⁵⁹⁾。

ほぼこれと同じ論調はその後、ソ連の『イズベスチヤ』、コミニテルンの機関誌である『インプレコール』、『コムニスト・インターナショナル』に繰り返し表明された。それは次の4点に要約される。(1)蒋介石の監禁という西安事件にたいする真っ向からの否定的評価、(2)蒋介石を頭とする国民政府の抗日にたいする高い評価としかも蒋介石なしには中国は混乱に陥ってしまうという判断、(3)西安事件は「反蒋抗日」をかかげた両広事件と同じ性格のものであり、抗日中国を分裂させるだけである。(4)したがって、西安事件は蒋介石の釈放という平和的解決なしにはあり

えない。

こうしたソ連＝コミニテルンの判断と方針は、この直前までのソ連の態度からみて、中共中央の指導者に全く予想されないことではなかった。むしろソ連は『プラウダ』、『イズベスチヤ』、『インプレコール』、『コムニスト・インターナショナル』など、ソ連政府とコミニテルンの報道機関を通じて自己の見解を積極的に公表しようとしたように思われる。中国共産党としては、これらの見解がソ連政府の対外的な公開の態度表明であり、コミニテルンの正式の指示ではないので、中共中央はコミニテルンにたいし、この事件にたいする断固たる支持を表明し、コミニテルンが事件の革命的性格のものであることを認知するよう要請したことはこれまで述べた通りである。

エドガー・スノーによれば、この時期に、上海の宋慶齡経由で保安にスターリンからの蒋介石釈放指令がきたと述べられている。中国側は「スターリンの電報」の存在を否定し、コミニテルンからの電報は、16日にディミトロフの電報がきただけであるとのべている。それについてはのちに紹介するとして、事件の2日目（すなわち13日に）、宋慶齡は西安に行き、張、楊に蒋介石の釈放をきめ、自分が西安に行くことを決意し、飛行機の手配までしたという。彼女は蒋介石が殺されたなら、内戦が起これり、日本軍は全中国を占領してしまうであろうと考えた⁶⁰⁾。彼女の西安行きは実現しなかったが、彼女の影響力のある上海の全国各界救国連合会は15日、緊急宣言を発表し、西安事件を非難し、蒋介石の釈放による平和的解決を主張した⁶¹⁾。西安事件の平和的解決を断固として主張し、張、楊の蒋介石監禁を非難している点で、この声明はこれまでのべてきた中共中央の主張ともまた、西安の各界救国代表団の張、楊全面支持の主張とも異なる極めて異例の宣言といえる。コミニテルンと中共の間にたった宋慶齡の役割を示唆しているのかもしれない。

西安事件にたいするソ連の立場と直接に「スターリンの電報」に関連して、楊雲若・楊奎松『共産国際和中国革命』は、以下の通り述べている。(1)ソ連のこうした態度は、日独防共協定の締結以来、ソ連が抱いていた恐怖心を反映している。この時期、ソ連の注意力はヨーロッパに集中していたので日本と対抗する余裕がなかった。ソ連はとくに中国政府が「連日反ソ」となり、東アジアにおける重大な脅威となることを恐れ

ていた。したがって、全中国が速やかに抗日にむかうことを望んでいたが、「ソ連は蒋介石を除いて、他の人物で選択できるとは考えられなかつた」。(2)「スターリンははっきりとモスクワにいる中国共産党代表に、中国共産党はますなによりも、蒋介石が抗日であることを理解すべきだ。蒋介石を打倒したら、必ず内戦になるだろう、しかし内戦は日本侵略者に有利なだけだ」⁶²⁾と語った。しかし、このスターリンの話がモスクワの中共代表にいつなされたのか、また、それが保安の中共中央にいつ、どのように伝えられたかについて本書は述べていないのである。

12月16日にコミニテルン執行委員会書記處書記・ディミトロフが起草し、署名した「西安事変の平和的解決の必要性についての中共中央への電報」が発せられた。西安事件の平和的解決の方針であった。全文は以下の通り。

- (1) 張学良の意図が如何なるものであろうと、その発動は客観的には中国人民の勢力を団結させ、抗日統一戦線を結成させる上で、破壊的作用を果たし、日本の中国にたいする侵略を刺激するだけである。
- (2) この発動がすでになされた以上、既成事実を考えるべきである。中国共産党は以下の条件を基礎として衝突を平和的に解決すべきである。
 - ①いぐ人かの抗日運動の代表および中国の領土保全と国家の独立擁護を堅持する人々を政府に加入させ、次の様な方法で政府を改組する。
 - ②中国人民の民主的権利を保障する。
 - ③紅軍消滅政策を停止し、紅軍と協力し日本の侵略を打ち破る。
 - ④中国人民の日本帝国主義と戦い、解放をはかることに同情する国家と連合する。

最後に、あなたがたはソ連との連合のスローガンは提起すべきではない」⁶³⁾。

このコミニテルンの電報は、ソ連の新聞報道のようにあからさまに、西安事件と張学良を非難していないにしても、これまでに中共中央と毛沢東が表明し、コミニテルンに報告してきた西安事変を革命的行動と評価し、蒋介石を人民裁判にかけるという方針とは完全に異なっているこ

とは明らかである。また、この電報はソ連・コミニテルンが中共中央の「西安を抗日のセンターとする」構想に、精神的にも、また、実質的に武器援助をふくむ支援を与えるという可能性を実質上なくしてしまったといえる。いずれにしても、コミニテルンのこの電報は中共中央の指導者に大きな衝撃を与えたにちがいない。しかし、このコミニテルンの電報について、実に「意外な事故」が発生した。それは「電碼（中国の電文に用いる文字符号）」のミスのため全く翻訳が出来なかったというのである。そのため、この電報とそれが当時の中共中央の政策決定に如何なる影響をあたえたかについて、中国共産党の研究者によって、二つのことになった見解が述べられている。

その一つは、「はじめに」で紹介した丁雍年の見解であり、中共中央は西安事件発生以来、コミニテルンから電報を受けておらず、16日にディミトロフの電報が上記の事件により、「翻訳出来なかった」ため、18日にコミニテルンに再度、電報を要請し、それが12月20日に中共中央にはじめて到着した。この間、中共中央は自主的に西安事件の平和的解決の方針を決定したので、ディミトロフの指示は中共中央の政策決定に影響しなかったと主張する⁶⁴⁾。この見解は中共中央文献研究室（金沖及主編）『周恩来伝（1898—1949）』などでも支持されている⁶⁵⁾。

もう一つの見解は楊雲若・楊奎松の見解で、コミニテルンは16日前後に二つの電報を中共中央に打ったが、「電碼」がまちがったため、ついに「全く訳すことが出来なかった」、中共中央はやむを得ず18日に再度コミニテルンに電報を要請した。しかし、「この時期までに、各方面の情報を総合して、中共中央はソ連共産党およびコミニテルンの態度について、すでにかなり理解するようになった。このため、中共中央は事件に対する認識と蒋介石に対する戦術をある程度修正しはじめた」とのべている⁶⁶⁾。

わたくしは楊雲若・楊奎松の見解に賛成である。中共中央が当时、保安で傍受できた『プラウダ』や『イズベスチヤ』などの見解と西安事件までのコミニテルンの主張の文脈から、16日のディミトロフの電報を「意外な事故」によって解読出来なかったとしても、ソ連・コミニテルンの方針に神経質な中共中央政治局常務委員の張聞天・博古らはこの時期までには、西安事件にたいするコミニテルンの方針を理解したように思え

る。

ちなみに、北京の研究者はスターリンの電報を否定しても、必ずしも名前をあげてエドガー・スナーのべるモスクワからの蔣釈放の電報を完全には否定していないようにみえる。モスクワからのそれに類する電報としては、ディミトロフの16日の電報がそれに該当するであろう。スナーによれば、毛沢東は「モスクワから蒋介石の釈放指令がきたとき、真っ赤になって怒ったものです。毛は悪態をつき、足を踏みならして怒りました。指令を受けるまで、共産党は蔣を公判にかけ、西北抗日防衛政府を樹立する計画でした」と記されている⁶⁷⁾。張学良はソ連の『プラウダ』が西安事件を日本の陰謀であり、かれを日本の手先であると非難していることに苛立ち、中共中央にソ連・コミニテルンの真意を照会していたが、中共中央は17日、ソ連政府は目下、外交的に対処するため、公然とわれわれに賛成することはできないとの内容の電報を毛沢東の名前で彼に打電した⁶⁸⁾。しかし、もはやこの時期までに、中共中央も張学良も、ソ連・コミニテルンが西安事件におけるかれらの立場を外交的にも、軍事的にも、精神的にも支援する可能性はないことを認識したように思える。さらに、中共中央と張学良を危機に陥らせたのは、西安以外の全中国の諸勢力および日本以外の列強が国民党・国民政府支持のもとに団結し、蒋介石の釈放、内戦回避の圧力を西安に強めてきたことである。

4. 中国各勢力の西安事件にたいする態度

国民党＝国民政府には12月12日の午前中に西安で蒋介石委員長の身に異変が起ったことが察知され、やがて張学良・楊虎城両名によって、蒋介石が拘束されたことが明らかとなった。12日夜に、国民党中央常務会議および政治会議は以下の決議をおこなった。（1）張学良のすべての職務を解任し、軍事委員会にひきわたす、（2）行政院は孔祥熙副院长が責任を負う、（3）何應欽、程潛、李烈鈞、朱培德、唐生智、陳紹寬を軍事委員会常務委員にする、（4）軍事委員会は馮玉祥副委員長が責任を負う、（5）軍隊の指揮移動は軍政部長の何應欽が責任を負う、こと⁶⁹⁾。翌13日には、孔祥熙行政院副院长は、全国各主要国家機関の責任者宛てに「中

央の既定の国策を擁護し、国家の統一を完成する」よう通電、さらに冀察政務委員会の宋哲元委員長、韓復榘・山東省主席、閻錫山・山西省主席、商震・河南省主席など日本の直接の侵略にさらされ、かつ、共産党、張学良、楊虎城らと密接な関係を増しているとみられる華北5省の責任者および沈鴻烈・青島市長、于學忠・甘肅省主席、馮欽哉・第42師師長など旧東北軍と楊虎城部隊の師長には、特にともに危機を乗り切る意図の要請の電報を打った⁷⁰⁾。孔祥熙行政院副院長は、同時に、ソ連代理大使にソ連およびコミニテルンが西安事件の背後にある可能性に注意を促し、また、日本の須磨領事と会い、日本政府が在華浪人を拘束するよう要請した⁷¹⁾。

これに応えて、各責任者からは電報で、「中央擁護」、「蔣介石擁護」、「張学良非難」の態度表明が殺到した。その主なものをあげれば、13日に、宋哲元・冀察政務委員長は何応欽軍事部長宛てて、西安事件を「異常な出来事であり、国家の大不幸」とのべ、「張学良がアカに包囲され、大きな誤りを犯した」と非難⁷²⁾、山東省主席・韓復榘も何応欽に打電、蔣介石の救出が第一とのべる⁷³⁾。寧夏省主席の馬鴻逵は、張学良の国家反逆、蔣介石監禁をつよく非難、中央擁護、蔣介石の自由回復を打電、陳果夫・江蘇省主席は蔣介石の安全を保証し、全国の指導復帰をのぞむと表明した⁷⁴⁾。

西安に近く、その動向が全国から注目されていた山西省の閻錫山主席が、14日には、張学良に対して、(1)将来どのように善処するのか？(2)西安事件は抗戦力を増加させるのか、減少させるのか？(3)内戦を対外戦争に転化するのか、対外戦争を内戦に転化するのか？(4)国内の殺し合いを防げるのか、救国の熱心さによって、危国の行為をなさんとするのか？と西安事件に疑問を表明し、張、楊の行為は国人の憂慮を増している、小生は国家、民族、兄等のため、このうえなく悲嘆にくれているとの態度を表明した⁷⁵⁾。孔祥熙行政院副院長は、閻錫山にたいし、張学良に蔣介石を携えて、南京あるいは太原にくるよう仲介を要請した⁷⁶⁾。同日、四川の劉湘、雲南の竜雲らが中央擁護を通電、湖南の何健が張学良を非難、中央擁護、蔣介石の復帰を要請、廣東の黃慕松、安徽の劉鎮華、その他各辺区綏靖主任の劉建緒、徐源泉、張發奎らが張学良非難、中央擁護を打電している⁷⁷⁾。15日にも、青海の馬步芳、貴州

の顧祝同らが中央擁護を打電している⁷⁸⁾。16日には、綏遠事件で日本傀儡軍を撃退し、抗日の前線にたっている傅作義將軍らが、張学良に蔣介石を無事に南京に帰還させるように打電した⁷⁹⁾。

このように、中国共産党、張学良、楊虎城らは、地方実力派に自分たちの行動に同情と支持を期待したが、それはまったく予想に反する結果となった。ただわずかに、華南の地方実力派の李宗仁、白崇禧、黃旭初らが、14日孔祥熙に、張学良が一時の激情により、無軌道な行動にかられ、領袖を西安に遭難させるにいたったことは全國が驚き、小生も痛惜にたえず、中央の対内外政策は一時の事変によって、動搖することはない、われわれは西安事変に呼応することはない、と中央擁護を表明するも⁸⁰⁾、さらに、16日には、李宗仁、白崇禧らは(1)西安事件は政治解決を主張する、(2)統一抗日戦線は直ちに対日宣戦する、(3)独裁政治に反対し、举国一致の政府を樹立する、(4)西安に出動攻撃の中央軍は速やかに綏遠前線に移動する、(5)広西軍の一部は北上し、綏遠を援助する、等の5項目を主張して、張、楊に同情的な態度を示した⁸¹⁾。

18日には、劉湘・四川省主席は再度、国民政府および各省軍政当局宛て電報で、(1)各省軍政同人が一致団結、中央擁護、(2)各省軍政同人が万難を排して、中央の共同擁護のもとに外敵に当たる、(3)西安事変は禦侮救国工作に重大な打撃を与えた、さらに内戦の可能性はスペインの二の舞の危険性がある、(4)蔣介石委員長は全国軍民必須の領袖である、速やかに領袖の自由を回復すべし、と主張した⁸²⁾。このように、全国の省レベルのすべての指導者が中央擁護、蔣介石の自由回復、内戦反対を表明したことが明らかとなった。中共首脳が当初、かれらの友好的態度を期待した閻錫山、劉湘からもそれが不可能なことが明らかとなつたのである。

この間、14日には、張学良の前顧問、W. H. ドナルド (Donald) が、宋美齡の委託を受け、南京から、西安にきて、張学良と会見、蔣介石に宋美齡の書簡をわたし⁸³⁾、15日にドナルドは、西安から洛陽に到着、蔣介石委員長の安全を南京に報告し、蔣介石の無事が全国に報道された⁸⁴⁾。蔣介石の生死が一時絶望的と内外に報道されたが、これによって、西安事件の平和的解決の期待がたかまつた。西安事件によって心配された上海の金融市況も平穏で、中央、中国、交通の3銀行の外国紙幣との

兌換も無制限に行なうと報道された⁸⁵⁾。

こうした状況のなかで、16日には、国民党中央政治局会議は、(1)何応欽を討逆総司令に推す、(2)国府が張学良討伐を命令す、(3)于右任を宣慰西北軍民におすことを決定、国府は即日命令した。国民党中央では張学良にたいし強行討伐を主張する何応欽らと蒋介石と親戚関係にある宋子文、孔祥熙らが強行措置に反対、西安で話し合いによる蒋介石の救出を主張する動きが平行した⁸⁶⁾。

つぎに、西安事件にかんする新聞報道の状況を述べよう。13日の『大公報』、『申報』などの大新聞は「中央社南京12日電：西安12日午前から電報は不通となり、張学良が部隊を率いて反乱し、同時に通電を発し、政府の転覆を主張し、電文によれば、蔣委員長に最後の諫諍をおこなうため、しばらく西安にとどめる」とのみ報道し、そのあとに、先に紹介した中央常務委員会、中央政治委員会の諸決定を伝えた。このため、張、楊たちの8項目の要求は報道されることはなかった。国府は西安以外の地域を完全にコントロール、報道機関を完全にその支配下においていたため、西安は軍事的にも、政治的にも、マスコミにも完全に包囲され、孤立化した。

各紙に14日から、西安事件にかんする社説が発表されるようになった。その論調の主なものは、すでに各地方政府の指導者の電報で表明された論調と同一の主張である。第一に、張、楊の西安事件での蒋介石以下政府首脳の監禁という行動にたいする非難である。第二は綏遠事件にみられるように、中国に抗日体制がまさに整いつつあるときに、このような内部の体制を破壊する行為にたいする非難である。第三は中国政治における最高指導者＝領袖の特別の役割についての強調であり、蒋介石は中国の領袖に相応しい人物であり、かれのほかに中国を指導し得る人物はないという評価である。第四は、この事件で中国の領袖＝蒋介石を失うなら、中国は「スペイン内乱の二の舞」を演じ、日本はこの機に乗じて中国を占領するであろう。したがって、その論理的帰結として、第五はなんとしても蒋介石の自由を回復し、内戦を回避すべきだ、とする主張である。

天津『大公報』は西安事件を詳細に報道し、社説を精力的に掲載した。以下に『大公報』の代表的な社論を紹介する。14日の『大公報』の社説

「西安事変の善処」である。(1)時局を解決し、分裂を回避するには、蒋介石の自由回復が第一である。中国は1926年以来、困難のなかにも国家の政治、軍事は、日に統一され、今日の規模をえる。蔣委員長はその先頭にたち、中国を指導し、領袖となった。その立場は三民主義を奉じ、純粹中国人の精神をもって、中国の利益を擁護し、その生存をはかった。「中国を航海する船にたとえれば、かれは舵手である」。国家は統一を必須とし、統一は領袖を必須とす。しかるに中国は今日のごとき統一の確立および領袖の養成は容易なことではない。十年来、国家は量りしれない犠牲と代価をもって、現在の局面を得た。ふたたび、逆戻りするなら、中国は自滅するであろう。公私各方面が速やかに蔣委員長の自由回復に努力すべきである。もしこの種の努力が結局、効を奏さないならば、わが全国国民は陝西事件の主動者は国家破壊の重大な事件をなすものと認めるべきである。いやしくもスペインの悲惨な轍を踏むことを欲しないならば、一致して政府を擁護し善処すべきである。(2)陝西省を戦乱に巻き込むな。(3)今日、異常事態により、国家は重大な危機に陥っている。結論として、簡単にいえば、(1)蔣委員長の自由回復をする。(2)話し合いによって解決する。(3)各省各界一致団結して、大局を維持し、内憂除去の方法を考究する。今日、中国民族の政治能力の最大の試練はスペインの覆轍を避けることである⁸⁷⁾。

つぎに上海の有力紙『申報』12月14日の社説「中国は全中国の中国である」はいう。この度の西安の異常事件は我が國生死關頭の問題である。巧く対処できなければ、国家を崩壊分裂の局面に陥れ、敵に侵略を強める絶好の機会を与えるであろう。したがってこれまで、中央および地方軍当局が慎重にして、断固たる手段を用いて、この空前困難の大局を收拾すべきであり、全国民衆も国家、民族のために、意思を統一し、政府に強力な後ろ盾となるべきだ。当面の状況にあって、最も憂うべき一つの問題は、綏遠戦争がまさに進展しているときに、後方にこのような不幸な変乱が発生したことである。綏遠前線の國軍が、この事変によって抗敵の意思を動搖しないように望む。この次に憂慮することは、蔣委員長を始めとする中央の重要将領の安全と自由の問題である。蔣委員長は我が国最高の軍事領袖であるばかりでなく、行政の領袖でもある。かれを失えば中国の国家体制は崩壊し、中国の抗戦能力は失われる。中国は

かれの自由回復を必要としている⁸⁸⁾。

胡適「張学良の反逆」（12月20日『大公報』日曜論文）はのべる。張学良とかれの部下のこのたびの行動は、国家に反逆し、統一を破壊し、国家民族の力を弱め、国家民族の進歩を妨げるものだ。西安事件は綏遠事変の遂行に不利である。綏遠戦争の指揮を受け持つ陳誠次長が西安事件で逮捕されたことはその一つである。西安事件は叛国禍國である。西安事件によって、蒋介石という領袖の重要性にわれわれはあらためて認識せざるをえない⁸⁹⁾。

つぎに大衆組織の西安事件に対する反応を簡単にみてみよう。

張、楊は8項目の要求を全国に求めたが、これを支持する声明は、創刊したばかりの西安『解放日報』に掲載された。しかも、15日付けの同紙に西安の全国各界救国連合会代表団、全国学生救国連合会代表団、西北各界救国連合会などが連合で、張、楊の8項目の主張を全面的に支持する宣言を大きくとりあげた以外は広がらなかった⁹⁰⁾。しかも、各界救国連合会の上部組織で、中国共産党、張学良らと連帯の動きをしてきた上海の全国各界救国連合会の本部は15日に、緊急宣言を発表して、「現在まさに、綏遠抗戦がすでに発動され、全国民衆は各党各派が一致協力して、綏遠の抗戦を全国的な抗戦に拡大しようとしている時に、わが国内にこのような空前の事件が起きた。これは全民族の立場からするなら、この上ない不幸である」と西安事件を正面から非難した⁹¹⁾。さらに、張学良、楊虎城ら將軍が用いた手段は蒋介石先生を拘留し、武力を用いて抗日を忠告するものであるが、この方法は当然、全国民衆の賛同できないものであるとし、張学良、楊虎城將軍には蒋介石先生の自由を回復し、綏遠に赴いて、抗日を実行して貰いたい。政府に対しては、西安事件を平和的に解決し、抗日救亡の主張を実行されるよう希望する。われわれは断固としてお互いに殺しあう内戦に反対する、と主張した⁹²⁾。これは陝北の中共中央、西安の張学良・楊虎城らが思いもよらなかつたものであろう。西安事件にたいして、上海、天津、北京、南京など沿海大都市の反応が西安といかに違うものであるかを如実に示している。先に述べた、蒋介石を批判する中共中央の劉少奇宛て指示は西安以外では全く支持を得られないものであることを示している。

こうした状況のなかで、中共系の清華大学の民族先鋒隊さえも12月18

日には「全学友に謹んで告げる書」を発表、西安事件を「常軌を逸した、不幸な行動」とよび、「われわれのこの事態に対する具体的態度は中央政府を擁護し、全国の実力派が団結して抗日する原則のもとで、西安事件の平和的解決を求めるものである」とのべた⁹³⁾。また、張学良と深い交友関係があり、知識人の戦闘的な抗日運動の指導者である杜重遠も12月19日付けで要旨つぎのようにのべた書簡を黄炎培に送っている。綏遠事件で抗戦の気運が高まったのに、西安事がおこったため、抗敵の前途は大きな損傷を受けた。なによりも、蒋介石の釈放が第一である。蔣公に不測の事態が起これば、中国の今後の混乱は誰も収拾できない。蒋介石が釈放されれば、団結の力は強固になるであろう。さもなければ、中国は指導者を失い、大混乱に陥り、中国はスペインの二の舞を演ずるであろう⁹⁴⁾。

このため、これまで1935年の12・9運動の主導権を握っていた中共系、全国救国会などの学生・知識人の大衆運動は深刻な打撃をうけ、西安事件を契機に国民党系の学生組織が新たに組織され、中共系の組織に対抗するようになった。

5. 中共中央の平和的解決方針の決定

国民政府軍は西安を完全に包囲し、内戦の危機が高まるなか、張学良の飛行機が延安から周恩来一行をのせて、17日の夕暮れに西安に到着した。西安に滞在した中共代表団の責任者の劉鼎が、機内で西安の動向、蒋介石の様子、地方実力者の西安事件にたいする態度などを周恩来に報告した。この日、張学良が蔣鼎文とともに蒋介石と会見、蒋の3日間の停戦命令を携えて、洛陽を経由して飛行機で南京へ出発した。周恩来はまず張学良と会見、このままでは内戦が避けられること、蒋介石の釈放による平和的解決しかこの事件を収拾する方法がなく、蒋を公開裁判にかけることなどはまったく問題にならないことを確認した⁹⁵⁾。この夜、周は蒋が停戦命令を出したこと、内戦が迫っていること、南京の宋子文、于右任がきて、次の条件で会談の予定であること、(1)内戦停止、(2)綏遠支援、(3)南京政府を宋子文が主宰する、(4)抗日連軍を成立させる、(5)政治犯の釈放、救国会議の準備をまず西安で開くこと、そ

して、(6)戦略上、蔣の安全を保証することは必要であるが、南京が内戦を挑発するなら、蔣の安全は希望がないと声明する必要があることなどを毛沢東に打電した⁹⁶⁾。

周恩来は翌18日、午前中に楊虎城と会見し、前夜の張学良との会見の内容をのべた。蒋介石を簡単に釈放するという中共の平和解決の方針に、楊虎城は驚いた。蒋介石が抗日するかどうか。西安事件を起こした人々に報復するかどうかについて、憂慮せざるを得ない。さらに、共産党と国民党は敵対する政党であるが、地位は平等であり、蔣に対し、戦うことも、和することもできる。しかし、楊虎城は蔣の部下であり、軽々しく蔣を釈放したら、蔣が一旦態度を変えたなら、楊虎城の境遇は共産党とは異なる、とのべる。これに対し、周恩来は内外の情勢から、蔣の抗日の可能性はある。したがって、かれは政策を変更するだろう。蔣が報復するかどうかは、完全に彼個人によって決まるわけではない。西北の3方面（東北軍、西北軍、共産党）が一致団結し、さらに全国人民を団結させ、強大な勢力を形成するなら、蔣が報復の心をもっていても、実現は出来ない、とのべた。楊虎城は共産党が民族の利益を上におき、蔣に対し恨みに報いるに徳を以てする態度に敬意を表わし、わたしは張副司令にしたがうものであるが、現在はさらに中共側の意見に従いたい。張副司令と中共の意見が一致した以上、わたしは従う、とのべた、という⁹⁷⁾。

中共中央はこの日、西安事変に関し国民党中央執行委員会宛てに電報をうち、貴党がもし蒋介石氏の救援を望むなら、それは大軍を集めて、張学良、楊虎城を征伐することによって、実現するものではない。国民党は以下の措置をとるべし：(1)各党、各派、各界、各軍の抗日救国代表大会を召集し、対日抗戦、国防政府、抗日連軍の組織化を決定すべし、(2)張学良、楊虎城の討伐、紅軍攻撃のための中央軍全部を山西、綏遠前線に増援し、紅軍、東北軍、17路軍の抗日要求を承認すべし、(3)すべての内戦の停止、一致抗日、(4)人民の抗日、救国運動の開放、言論、集会、結社の民主的権利の実行、すべての政治犯および上海の愛国指導者の釈放、(5)孫中山先生の三大政策の実行である。「もし、貴党が上記の全国人民の切実な要求を実現し得るなら、これによって国家、民族は救われ、蒋介石氏の安全と自由は問題とならない」とのべた⁹⁸⁾。こ

れによって、蒋介石の安全と事件の平和的解決の方針を国民党との直接交渉により解決する方針を中共は明確に通告したのである。さらに抗日救国代表大会を西安から南京政府主宰の大会に変更したことも重要である。

周恩来は同日、毛沢東と中共中央にさらにつぎのように打電した：ドナルドが蔣にもたらした宋美齡の書簡には、「敵の手に死するより抗日を」とのべられている。孔祥熙は妥協を企図しており、宋子文は停戦を条件として西安にくる。蒋介石は初めは強硬であったが、今は妥協して、自由を回復しようとしていると報告。さらに、各省実力派の西安事件に対する態度を報告した⁹⁹⁾。

中華ソヴェト中央政府・中共中央の名前で19日、西安事変についてはじめて公開された、南京、西安当局ならびに全国への通電を発表した。(1)双方の軍隊は潼関を境界とする、(2)南京はただちに、南京、西安の各派代表のほか、全国の各党・各界・各軍代表の参加する和平會議を召集する、(3)和平會議以前には、全国の各党・各派・各界・各軍による抗日救国の草案を提示し、かつ蒋介石先生の処置問題について討議すること¹⁰⁰⁾。

ちなみに、この通電は毛沢東によって書かれたという¹⁰¹⁾。南京が各党各派参加の和平會議を召集し、事件の解決方法、抗日救亡の大計を討論するという声明は中共中央が南京政府を中央政権として承認したことを意味するといえる。さらに、同日、毛沢東は、南京に西安事変の平和的解決を交渉することに関して、潘漢年への電報のなかで、「南京と西安事変の平和的解決の可能性およびその最低限度の条件を話し合い、亡國の惨禍を回避したい。毛沢東 19日」¹⁰²⁾と、毛の名前で国民党との交渉による西安事件の平和的解決の意思を国民党にはっきりと伝えたのである。

中共中央は19日には、中央政治局拡大会議を開き、西安事件の平和的解決の方針を確定した。その結果を中共中央は「西安事件およびわれわれの任務に関する指示」として党内に通達したが、西安事件に対する当初の評価、情勢判断、政策と較べるなら大きく変化したことがわかる。西安事件の意義について、この発動は抗日救国の為に産みだされたものであり、西北の抗日統一戦線をもって全国の抗日統一戦線を推進する第

一歩である。「しかし、今次の発動は軍事的陰謀の方式をとり、南京の最高責任者・蒋介石およびその主要な指導者を拘留し、南京を西安に敵対する地位におき、中華民族に極度に危険があらたな大規模な内戦の可能性をもたらした。従って、この発動は、また、全国の反日勢力の団結を妨げた」¹⁰³⁾と当初の「革命的な、抗日の起義」という評価を逆転させた。

西安事件の前途について、大規模な内戦の可能性と内戦の停止と抗日という二つの前途があるとして、(1)この事件が内戦を爆発させ、南京の中間派の一部あるいは大部分を主觀的、客觀的に親日を向かわせ、全国の抗日勢力を弱体化させ、全国の抗戦の発動を遅らせ、日本の侵略に有利な条件をもたらす。この前途は日、独、伊国際侵略陣営、とくに日本および中国の親日派によってもたらされるものである。(2)この事件が共産党殲滅の内戦を終わらせ、内戦を停止、一致抗日をかえって早期に実現させ、全国の抗日、救亡の統一戦線をいっそう急速に実際に樹立させることになる。この前途は、国際平和陣営、全国人民、全国のすべての抗日救国を願う各党、各派、各界、各軍の心から擁護し、実現させようとするものだ。この第2の前途を実現するための中共の基本方針は、「すべての内戦停止、一致抗日の組織者および指導者の立場を堅持し、新たな内戦に反対し、南京および西安間での団結抗日の基礎の上に、平和的解決を主張する」ことである¹⁰⁴⁾。ここでは和平会議の召集とその会議での蒋介石の処遇を検討するという方針はかたられず、蒋介石の釈放をふくむ同事件の平和的解決をはっきりと主張した。さらに注目されるのは西安事件の解決を国際的な反ファシズムの立場にむすびつけていることである。コミニテルンの影響をやはり見落すことはできないであろう。この文書は張聞天によって書かれたという¹⁰⁵⁾。

西安事件は蒋介石と国民政府の評価が大きな焦点となったが、最近、公表されたこの政治局会議での張聞天の発言をみると、そのなかでかれは、(1)中共は反蔣の立場を取らないし、反蔣の立場を回復しない、と強調したこと、(2)蒋介石と国民政府は日本に屈伏することも反共の政策に転換することもない、と張聞天は確信していたこと、(3)張聞天は「われわれは抗日を中心とし、蒋介石を人民の公開裁判に付すというスローガンは適当でない」、とはっきりとのべている。(4)現在の「蔣介

石ブーム」をさけて、問題をずらせて解決することを提唱したこと、(5)他の政治局員とちがって、かれは蒋介石と南京政府を人為的に区別する意思がなく、『全力を尽くして南京政府の正統をかちとる』とのべることにより、蒋介石を切離しては、南京政府は所謂正統も不正統もないと、客觀情勢をかなり冷静にみていることが指摘できる¹⁰⁶⁾。

いずれにしても、19日の西安事件に対する中共中央の平和的解決の方針の決定過程をみると、そこには西安以外の中国全体の西安事件にたいする各勢力の「蒋介石の自由回復」、「内戦回避」という断固たる、一致した要求が決定的な役割をはたしたといえる。その過程では、ソ連・コミニテルンの平和解決の主張も大きな役割を果たしていると言えるが、こうした状況に対応して、この事件を共産党に有利に解決したのは中共中央の自主的判断であったといえるであろう。

毛沢東は21日、陳立夫にたいする5項目の要求を潘漢年に宛てて打電した。

(1)いくにんかの抗日運動の指導者を南京政府に加入させ、親日派を排除する。

(2)軍事行動を停止し、西安の地位を承認する。

(3)共産党殲滅作戦を停止し、紅軍と連合して抗日する。

(4)民主的権利を保障し、中国の抗日運動に同情する国家と協力関係をつくる。

(5)上記の条件がほほ認められるときには、西安に蒋介石先生の自由を回復し、全国と団結し、一致抗日するよう勧告する。結果の如何をとわず、すみやかに返電されたい¹⁰⁷⁾。

ここには、もはや各党派の会議の召集はのべられていない。中共と国民党との直接の話し合いにより、西安事件を平和的に解決したいとよびかけている。

22日に西安にくる宋子文、宋美齡らとの会談に備えて、中共中央は同日、西安事件の平和的解決に関し周恩来にたいし、張学良、楊虎城と相談し、以下の手はずをとるよう指示した。

①蒋介石、陳誠等を味方にして、彼等と会談し、以下の基礎の上に平和を成立させたい。

イ. 南京政府のなかにいく人かの抗日運動の指導者を加え、親日派

を排除し、初步的な改組を実行する。

ロ. 何応欽らの権力を取消し、討伐を停止し、討伐軍は陝西、甘肅から撤退し、西安の抗日軍を承認する。

ハ. 民主的権利を保障する。

ニ. 剣共政策を停止し、紅軍と連合して抗日する。

ホ. 中国の抗日運動に同情する国家と協力関係を樹立する。

ヘ. 上述の条件がほぼ保障される時、蒋介石の自由を回復し、上述の条件のもとに中国の統一に賛助し、一致抗日する。

②上述の条件により、閻錫山、宋子文、于右任、黄埔左派、二陳派等と会談する¹⁰⁸⁾。

この指示では、平和会議を召集して、蒋介石の措置をきめるとの呼びかけがなくなったばかりか蒋介石が中間派として交渉相手となった。

周恩来、張学良、楊虎城、宋子文らは23日会談し、周恩来らが(1)停戦し、潼関の外に撤兵する、(2)南京政府を改組し、親日派の排除、抗日分子の加入、(3)政治犯を釈放し、民主的権利を保障する、(4)共産党殲滅作戦を停止し、紅軍と連合して抗日、共産党的公開活動をみとめる、(5)各党各派各軍の救国会議の召集、(6)抗日に協力する国家との協力などの6項目要求を行なう。宋個人は同意、蒋介石に伝えることを承諾。宋子文は政府を改造する意向を述べる。宋は蔣が撤兵を命令し、南京にかえり、愛国指導者を釈放することを提案。さらに、西北連軍を成立させ、東北軍、17路軍、紅軍の連合委員会をつくり、張の指導を受けることなどを提案。宋は蔣に伝えると返答したという¹⁰⁹⁾。この会談は英語で行なわれ¹¹⁰⁾、周恩来は24日、蒋介石と会談、かれが抗日に同意するなら、中共は彼が全国の領袖となることを擁護する、と宋美齡に約束した¹¹¹⁾。これこそが蒋介石が求めていたものであった。

楊虎城は会談の合意事項に蒋介石が署名することを強くもとめたが、蔣は拒否した。結局、張学良の計らいで、蔣は釈放され、25日意外にも張学良は蔣と同じ飛行機で同行して南京にいくことになった。蒋介石は(1)潼関に進駐した中央の部隊は、25日以降潼関を出るよう命令する。内戦が発生したら、自分が責任を負う。(2)内戦を停止し、国力を集中し、一致して外にあたる。(3)政府を改組し、各方面の人材を集中し、抗日の

主張を受入れる。(4)外交政策を転換して、中国民族の解放に同情するすべての国家と連合する。(5)上海に逮捕されている愛国領袖を釈放する。(6)西北各省の軍政はすべて張学良、楊虎城がその責任を負う¹¹²⁾。蒋介石の釈放のニュースは南京、上海、北京をはじめ各地で指導者と民衆に熱狂的に歓迎された。

むすびにかえて

中国国民党は1937年の2月15—22日に5期3中全会をひらいて、西安事件の総括をした。これよりさき、中共中央は2月10日、国民党3中全会に電報で、下記の各項を国策とすることを要請した。(1)すべての内戦を停止し、国力を集中して、一致して外に当たる。(2)言論、集会、結社の自由を保障し、すべての政治犯を釈放する。(3)各党、各派、各界、各軍の代表会議を召集し、全国の人材を集中して、共同して、国を救う。(4)速やかに対日抗戦のすべての準備工作を完成する。(5)人民の生活を改善する。

一方、共産党側はつきのことを保障する。(1)全国的範囲で国民政府転覆の武装暴動方針を停止する。(2)ソビエト政府を中華民国特区政府に名前を換え、紅軍を国民革命軍にかえ、直接南京中央政府と軍事委員会の指導をうける。(3)特区政府の区域内では、普通選挙の徹底的民主制度を実施する。(4)地主の土地を没収する政策を停止し、抗日民族統一戦線の共同綱領を断固実行する¹¹³⁾。

国民党が2月21日に通過させた「赤禍根絶案」は、(1)一国の軍隊は統一された編制と指揮がなければならず、「紅軍」は取り消す。(2)政権の統一は国家統一の必要条件であり、ソビエト政府および統一破壊の組織は取り消す。(3)赤化宣伝と三民主義は相いれない。故に、赤化宣伝は停止すべし。(4)階級闘争の方法は一階級の利益を図るものであり、社会の闘争、不安定のものであるから、根本的に階級闘争を停止すべきである、と決議した¹¹⁴⁾。双方の主張は真向から対立しているように見えるが、ここに基本的に国共内戦は停止され、共産党は合法的な地位を獲得し、紅軍はのちに八路軍、新四軍に、ソビエト区は特区と名前をかえて存続することとなった。これは中共中央が1936年10月11日に提出し

た国共両党抗日救国協定草案と基本的に同じものと言える。その後、周恩来ら中共代表団と国民党、蒋介石との会談を通じて、国民党側が強く要求していた「国民党の指導的地位」、「三民主義イデオロギー」、蒋介石を「領袖」として中国共产党が認めるかどうかの問題についても、周恩来が蒋介石との会談で書面で、共产党側が「三民主義および国民党の指導的地位を擁護する」こと、周が口答で中共が蔣を擁護することをのべて第二次国共合作が成立することとなった¹¹⁵⁾。中共側に苛酷な条件といえる。

中国共产党は西安事件をつうじて、もと東北軍の支配下にあった延安などの地域を手に入れて、根拠地を2—3倍に拡大した。西安事件を通じて中国共产党の威信は高まった。それに較べて、張学良を失った東北軍は事実上、崩壊し、楊虎城の西北軍も歴史の舞台から消えることになった。張学良が南京に監禁され、西北では東北軍の指導者・王以哲の殺害事件をへて楊虎城が外遊を余儀なくされるまでの過程は、西安事件の悲劇的な侧面を象徴している。西安事件の当初、中共一東北軍一西北軍の「三位一体」を主張していた中国共产党が、この事態を苦渋のなかで受け入れたことはたしかである。蒋介石と対立し、内戦を覚悟してまで、張学良を南京から東北軍に返し、東北軍・西北軍の現状を維持するために、中国共产党がかれらとともに戦うのか。それとも、国共間の戦闘停止、抗日のための内戦の停止という成果を守るために、この事態を受入れるかについて、中共中央に動搖があったことを推測させる。コミニテルンの1937年1月19日の中共中央への以下の指示は、西安事件にたいする中国共产党とソ連・コミニテルンの立場の違いを再び明らかにしている。

「現在、如何なる時よりもはっきりと、党的これまでの蒋介石を排除し、南京政府の打倒の道によって、統一戦線を結成しようとする政策は誤りであることが明らかである。中国共产党は最近、自己的の政策に若干の変更をおこなったが、それは徹底的にこの誤った方針を放棄したわけではない。蒋介石釈放後、中央委員会がなす指示はとくにこの点を証明している。党が実際に推進しているのは国民党を分裂させる方針であり、国民党との協力の方針ではない。蒋介石および南京政府と達成し得る協定は蒋介石と南京政府への降伏とみなされ、西安方面と協力を行なうことは、南京に反対する同盟と

なり、彼等と一致協力して共同の敵にあたることになっていない。これらは全て親日派に口実を与えることになる。

「党的現在の主要な任務は内戦の停止を勝ち取ること、何よりも国民党および南京政府に紅軍殲滅作戦の政策を放棄させ、南京側と一致して共に抗日することである。……。張学良、楊虎城の部隊およびその他の部隊との協力の問題はこの主要任務の完成に服従すべきであり、この面では出来るだけこれら部隊に影響を与えるべきである」¹¹⁶⁾。

西安事件における中国共产党の政策決定をもう一度振返ってみるなら、第1に指摘しなければならないのは、中国共产党は当初、毛沢東をはじめ多くの指導者が、現実とはかなりかけはなれた状況判断をしたにもかかわらず、あたらしい状況にあわせて、政策を修正して、中国共产党の基本的な利益を追求して獲得したことである。この優れた情報収集能力と的確な判断力はわれわれを驚かすにたるものである。それを可能にしたものとして、ソ連・コミニテルンのような外部世界からの指導も有利に作用したと指摘できるであろうし、若い集団の力であったと言える。

第2に、西安事件がこれほどまでに蒋介石の存在をクローズアップさせたのは、中国政治における「領袖」の特別な役割であった。それにおとらずわれわれに印象づけるのは、中国が危機に陥った時、中央が、その政策に対して、地方実力者・各界の指導者の態度表明をもとめるという独特のやり方であった。ちなみに、われわれはこのような光景を文化大革命末期の1976年の天安門事件と「4人組」逮捕の際に、また、89年の「6・4事件」の際に、当時の中央がその措置に対して地方の軍・各界の指導者に支持を求めたことに見出すのである。中国における「中央一地方」関係の深刻な構造をかい間みることができる¹¹⁷⁾。その時の状況と比較すると、西安事件の蒋介石擁護が如何に熱狂的なものであったかうかがわれる。こうした方式は中国の伝統的な政治のありかたであり、西安事件はこうした伝統的な方式で解決されたとも言える。日本からみて当時の中国は対立と分裂と混沌に満ちた存在であったが、そのなかで中国の政治共同体ともいべきものが、「抗日」という一点で世論を統一し、西安事件を平和的に解決し、中国の团结をもたらしたと指摘でき

る。

第3は、蒋介石を領袖とする国民政府を「正統政府」と認め、第二次国共合作を成立させる問題である。中国のような反対派の存在を認めない専制の伝統の強い国で、中国共産党が中央政府としての体制を整えつつある強大な勢力を正統政府と認め、そのもとで自己の軍隊と根拠地を保持することは一時的には可能であっても、長期にわたってそれを維持することが困難なことは明らかであった。中国共産党といわず地方実力派の存在を保証するものはその軍隊と根拠地であった。中国共産党が国交渉において、独自の軍隊と根拠地の維持を懸命に求めたのはそのためであった。ナショナリズムの要求を満たし、かつ、少数派の反体制勢力の存在を可能にする装置として、コミニテルン＝中共によって提唱されたのが、普通選挙に基づく民主共和国の構想である。しかし、民主主義的伝統の弱い中国にとって、突然に民主共和国を実現することは不可能であった。それにもかかわらず、敵対的な国共関係を停止して、西安事件を平和的に解決させたのは、抗日というナショナリズムの高揚であり、イギリス、アメリカ、ソ連という列強の中国に対する圧力である。西安事件の直後に、中国共産党とりわけ毛沢東は不可避的な抗日戦争の展開のなかに、自己の勢力が活躍できる広大な領域をかたっているのは偶然ではない。

第4に、西安事件が中国共産党の歴史のなかでもっている意義を語るなら、西安事件は中国共産党が地方的政治勢力から全中国的な政治勢力に成長する大きな第一歩となったことである。中国共産党にとって、西安事件は地方勢力から中央勢力に飛躍する試練と学習の過程であった。

第5は、西安事件によって、第2次大戦の終結までを規定する中国の抗日の国策と米、英、ソとの提携という国際関係の大枠も確定されたといえる。まもなく日本は中国にたいする全面的な戦争に突入するのであるが、当時の日本が西安事件の意義をどのように認識したかという問題はきわめて重要であるが、この問題については他日に更めて論じたい¹¹⁸⁾。

注

- 1) 西安事件についての代表的な著作、ドキュメントとしては、NHK取材

班・臼井勝美『張学良の昭和史最後の証言』(角川書店、1991)、J. パートラム著、岡田丈夫・香内三郎、竹内実共訳『西安事件——抗日民族統一運動の転機』(太平出版社、1973)、長野広生『西安事変——中国現代史の転回点』(三一書房、1975)、李雲漢『西安事変始末之研究』(近代中国出版社、1982)、李雲峰『西安事変史実』(陝西人民出版社、1981)、西安事変史領導小組『西安事変簡史』(中国文史出版社、1986)、呉福章編『西安事変親歴記』(中国文史出版社、1986)、陸軍・杜連慶『張学良与東北軍』(遼寧人民出版社、1991)などがある。

- 2) エドガー・スノー著、小野田耕三郎・都留信夫訳『中共雑記』(未来社、1964)、10頁。Edgar Snow : *Random notes on red China 1936—1945* (Harvard University Press, 1957), pp. x—xi.
- 3) 『毛沢東選集』第1巻(外文出版社、1968)、363—364頁。
- 4) 胡喬木著、尾崎庄太郎訳『中国共産党の三十年』(青木書店、1961)、46頁。
- 5) 張国焘によれば、スターリンの電報は13日の晩に中共中央に到着したが、その内容は以下のとおりであるという。(1)西安事件は日本の陰謀によっておこされたものであり、張学良の部隊に潜入している日本のスパイが張学良の野心、抗日のストローガンを利用して、中国の混乱をひきおこそうとするものである。ソ連はこの種の陰謀を利用されないし、如何なる援助も与えない。(2)中国が現在最も心要としているものは、全国的な抗日民族統一戦線であって、最も重要なことは団結と合作であって分裂と内戦ではない。張学良は抗日を指導することはできない、蒋介石が翻意すれば抗日を指導し得る唯一の人物である。中共は西安事件の平和的解決を勝ち取り、この機会を利用して、蒋介石と友好的に折衝し、かれが抗日に賛成するよう促し、有利な解決をえた上で自発的に、釈放すべきである(張国焘『我的回憶』3、明報月刊出版社、1974、1240頁)。また、郭廷以編著『中華民国史事日誌』第3冊(中央研究院近代史研究所、1984、以下、『史事日誌』3と略記)によれば、12月14日、中共は保安において、上海の宋慶齡経由のスターリンの電報を受ける(12. 12發)。その内容は、西安事変は日本の陰謀により引き起こされた、中国は抗日民族統一戦線を必要としている、蒋介石は抗日を指導する唯一の人物である、中共は西安事変を平和的に解決して蒋介石に友好的態度を示すべきだ、とのべる(656頁)。
- 6) 丁雍年「關於我党和平解决西安事变方針問題」(中国革命博物館党史研究室編『党史研究資料』4、四川人民出版社、1983)、522頁。
- 7) 石川忠雄『中国共産党史研究』(慶應通信、1959)、243—244頁。
- 8) 波多野善大『中国近代軍閥の研究』(河出書房新社、1973)、479—481頁。
- 9) 「中共中央の中国国民党に宛てた書簡」(日本国際問題研究所中国部会編

- 『中国共産党史資料集』8, 勲草書房, 1974, 以下, 『党史資料集』8と略記), 259—266頁。さらに中共中央政治局「抗日救亡運動のあらたな情勢と民主共和国についての決議」(『党史資料集』8, 290—294頁) 参照。中国共産党は民主共和国の構想の提唱とともに, 孫文の三民主義の再評価を行なうことになるが, それについては, 池田誠「第二次国共合作と孫文理論の『復権』——中国共産党における孫文理論の再評価」(同著『孫文与中国革命』, 法律文化社, 1983) 参照。
- 10) 1936年6月10日付けソ連の『イズベスチヤ』は, この決起は日本人が中国の内戦を挑発して, 北方における日本の新たな侵略をおおい隠そうとする陰謀であると論じる(楊雲若・楊奎松『共産國際和中国革命』, 上海人民出版社, 1988, 367頁)。また, 8月15日, コミンテルンは中共中央書記處に抗日統一戦線において, 国民党, 蔣介石を日本帝国主義と同等にみてはならないと指示, 同時に, 中共の兩広事件の支持は誤りと指摘した(土田哲夫「コミニテルンと中国革命」, 本号81—84頁参照。黄修榮『共産國際与中国革命』下, 中共中央党校出版社, 1989, 231頁)。
 - 11) 中共中央党史資料徵集委員会編『第二次国共合作的形成』(中共党史資料出版社, 1989, 以下, 『第二次国共合作』と略記), 123頁。
 - 12) 同上, 17頁。この時期の国共会談についての研究としては, 井上久士「国民政府と抗日民族統一戦線の形成——第二次国共合作論への一観角」(中国現代史研究会編『中国国民政府史の研究』汲古書院, 1988, 317—341頁) 参照。
 - 13) 『第二次国共合作』, 139頁。
 - 14) 同上, 19頁。
 - 15) 同上, 152頁。
 - 16) 楊雲若・楊奎松前掲書, 377頁。
 - 17) 『第二次国共合作』, 92頁。
 - 18) 黄修榮前掲書, 下, 378頁。
 - 19) 同上, 378頁。
 - 20) 同上, 373—378頁。
 - 21) 応徳田『張学良与西安事變』(中華書局, 1980), 65頁。
 - 22) 黄修榮前掲書, 下, 376頁。
 - 23) 汪鋒・閻揆要・楊拯民「楊虎城の十七路軍与中国共産党的關係」(『党的文献』1992年2期), 28頁。
 - 24) 同上, 28頁。
 - 25) 中共中央党校本書編寫組『閻錫山評伝』(中共中央党校出版社, 1991), 279頁。
 - 26) 汪鋒等前掲, 28頁。
 - 27) 黄修榮前掲書, 下, 379頁。
 - 28) 同上, 378頁。
 - 29) 『第二次国共合作』, 132頁。
 - 30) 平野正『一二・九運動』(研文出版, 1988), 233頁。李雲峰前掲書, 154—155頁。
 - 31) 毛沢東「致楊虎城(1936年15月5日)」(『党的文献』1992年2期), 25頁。
 - 32) 中共中央統戰部・中央檔案館編『中共中央抗日民族統一戦線文件選編』中(檔案出版社, 1985), 339—340頁。
 - 33) 郝夢筆・段浩然『中国共産党六十年』上(解放軍出版社, 1984), 197頁。
 - 34) 申伯純「回憶双十二」(遠方編『張學良在一九三六——西安事變内幕紀実』, 光明日報出版社, 1991), 112頁。
 - 35) 張學良・楊虎城「時局についての通電」(『党史資料集』8), 308—309頁。
 - 36) 応徳田前掲書, 93頁。政府高官の職官は以下のとおり。陳誠=軍政部常務次長, 第三路軍総司令, 晉陝綏寧四省辺区「勦匪」総指揮, 蔣鼎文=西北勦匪軍前敵總司令, 陳繼承=予鄂陝辺区綏靖主任, 朱紹良=甘肅綏靖主任, 万耀煌=第25軍軍長, 洛潼間駐軍軍長, 衛立煌=晋陝綏寧四省辺区総指揮, 陳調元=軍事參議院院長, 錢大鈞=委員長侍從室第一處主任, 邵力子=陝西省主席などである。
 - 37) 黄修榮前掲書, 下, 242頁。
 - 38) 同上, 242頁。
 - 39) スノー前掲書, 21頁。Snow, op. cit., p. 1.
 - 40) オットー・ブラウン著, 瀬戸葦吉訳『大長征の内幕』(恒星社, 1977), 287頁。
 - 41) 前掲『中共中央抗日民族統一戦線文献選編』中, 315—316頁。
 - 42) 黄修榮前掲書, 下, 241—243頁。
 - 43) 『紅色中華』1936年12月13日。
 - 44) 張魁堂「中共中央和平解決西安事變方針的制定」(『近代史研究』1991年2期), 246頁。
 - 45) 同上, 246頁。
 - 46) 同上, 246頁。
 - 47) 同上, 247頁, および「張開天西安事變前後發言和電報六編」(『党的文献』1988年3期), 2—3頁。
 - 48) 同上, 247頁。
 - 49) 同上, 249頁。
 - 50) 黄修榮前掲書, 下, 244頁。
 - 51) 中央檔案館編『中共中央文件選集』第11冊(中共中央党校出版社, 1991), 124頁。

- 52) 「西安抗日起義の原因」,『紅色中華』1936年12月16日。
- 53) 前掲『中共中央文件選集』第11冊, 121頁。『第二次国共合作』, 156頁。
- 54) 『史事日誌』3, 654頁。
- 55) 同上, 655頁。
- 56) 同上, 656頁。
- 57) 本庄比佐子「『プラウダ』にみるソ連の西安事変観」(『近・現代中国に関する新聞報道の研究』, 東洋文庫, 1986), 14頁。
- 58) 「西安事変についてモスクワの論評——抗日運動における新たな亀裂」(『党史資料集』8), 310—311頁。
- 59) 本庄前掲, 15頁。
- 60) 尚明軒・唐宝林『宋慶齡伝』(北京出版社, 1990), 365頁。
- 61) 同上, 365頁。
- 62) 楊雲若・楊奎松前掲書, 390頁および注5参照。
- 63) 中国社会科学院近代史研究所翻訳室編訳『共産國際有関中国革命的文献資料』第3輯(中国社会科学出版社, 1990), 11頁。
- 64) 丁雍年前掲, 523頁。
- 65) 中共中央文献研究室(金冲及主編)『周恩来伝(1898—1949)』(人民出版社・中央文献出版社, 1989), 334頁。
- 66) 楊雲若・楊奎松前掲書, 392頁。
- 67) スノー前掲書, 23頁。Snow, op. cit., p. 2.
- 68) 楊雲若・楊奎松前掲書, 392頁。
- 69) 中国国民中央委員会党史委員会編『革命文献』第94輯:『西安事変史料』上冊(1983, 以下,『革命文献』94と略記), 308—310頁。『史事日誌』3, 653頁。
- 70) 『革命文献』94, 324—332頁。『史事日誌』3, 654頁。
- 71) 『史事日誌』3, 654頁。
- 72) 『革命文献』94, 349頁。
- 73) 同上, 350頁。
- 74) 同上, 351頁。
- 75) 同上, 359頁。
- 76) 『史事日誌』3, 655頁。
- 77) 『革命文献』94, 363—367頁。『史事日誌』3, 655頁。
- 78) 『革命文献』94, 384頁。
- 79) 同上, 389—390頁。
- 80) 同上, 366頁。
- 81) 申曉雲・李靜之『李宗仁の一生』(河南人民出版社, 1992), 223頁。
- 82) 中国社会科学院近代史研究所編『西安事変資料』第1輯(人民出版社, 1980), 189—190頁。
- 83) 『史事日誌』3, 655頁。
- 84) 同上, 656頁。
- 85) 同上, 656頁。
- 86) 同上, 657頁。
- 87) 『大公報』1936年12月14日。
- 88) 『申報』1936年12月14日。
- 89) 『大公報』1936年12月20日。
- 90) 張, 楊の西安事変にさいしての通電は全国の支持をもとめたものであるが、その要求の内容は、西安以外には伝わらず、蒋介石の監禁のみが突出して議論されたこともあり、張, 楊の行動を支持するものは西安以外まれであった。
- 91) 前掲『西安事変資料』第1輯, 180頁。
- 92) 同上, 180頁。
- 93) 『一二九運動資料』第2輯(人民出版社, 1982), 236頁。
- 94) 前掲『西安事変資料』第1輯, 204頁。
- 95) 前掲『周恩来伝』, 330頁。
- 96) 同上, 329頁。
- 97) 同上, 332頁。
- 98) 『第二次国共合作』, 159—160頁。
- 99) 前掲『周恩来伝』, 329頁。
- 100) 『党史資料集』8, 312—313頁。
- 101) 張培森主編『張聞天研究論文集』(中共党史資料出版社, 1990), 236頁。
- 102) 『第二次国共合作』, 166頁。
- 103) 同上, 164頁。
- 104) 前掲『中共中央文件選集』第11冊, 126—128頁。
- 105) 張培森前掲書, 236頁。
- 106) 前掲『張聞天西安事変前後発言和電報六編』, 2—3頁。張培森前掲書, 216—231頁。
- 107) 『第二次国共合作』, 167頁。
- 108) 同上, 167頁。
- 109) 中共中央文献編輯委員会編『周恩来選集』上巻(人民出版社, 1980), 70—71頁。
- 110) 前掲『張學良の昭和史最後の証言』, 208—215頁。
- 111) 前掲『周恩来伝』, 336頁。
- 112) 西安『解放日報』1936年12月27日。『紅色中華』1936年12月28日。
- 113) 『第二次国共合作』, 186頁。『党史資料集』8, 385—386頁。なお、注

115を参照。

- 114) 『党史資料集』8, 387—390頁。
- 115) 中共中央がコミニテルン書記處におくった37年4月5日付けの報告によれば、周恩来が、杭州で蒋介石に会い、要旨以下のとき文書を提出した。第一部、共産党はつぎのことを承認する。(1)三民主義および中国における国民党の指導的地位を擁護する。(2)暴動政策および地主の土地没収政策を取消し、赤化運動を停止する。(3)ソビエト政府およびその制度を取消し、現在の紅軍の駐在地は陝甘寧辺区と改め、中央の統一の法令と民主制度を執行し、その行政人員は地方が中央に推薦して中央が任命する。行政経費は別にこれを定める。(4)紅軍の名称は取消し、国民革命軍に編制し、中央軍事委員会および蔣委員長の統一指揮に服従し、国防の要請するときには前線に赴き、作戦に参加する準備をする。その編制人員、供給、および補充は国軍と同等に待遇される。その各級軍政人員はその部隊長が推薦し中央軍委が任命する。(5)現在紅軍の最も精悍なものを3国防師団に改編する。(『中央文件選集』11, 178—179頁)
- 116) 前掲『共産國際有關中國革命的文献資料』第3輯、12—13頁。この電文は、1972年にモスクワで出版された『卓越した共産主義運動の活動家=ゲオルギ・ディミトロフ』から引用、中国語に翻訳されたものである。本電文の全文は、土田前掲(本号85—86頁)参照。
- 117) 野村浩一「中国の権力と伝統——“運動”と“事件”的推移の分析を通じて」(『岩波講座現代中国』別巻1, 岩波書店, 1990), 196—197頁参照。
- 118) 先駆的な研究として、中村義「西安事変と日本の対応」(今井清・藤井昇三編『尾崎秀美の中国研究』、アジア経済研究所、1983)、市古宙三「西安事変と『東京朝日新聞』」(前掲『近・現代中国にかんする新聞報道の研究』)、伊香俊也「日中戦争前夜の中国論と佐藤外交」(『日本史研究』1991年5号)などがある。

「附記」本文の作成に当っては、東洋文庫近代中国研究委員会の日中現代史研究会の皆様のご教示を受けました。感謝申し上げます。